

令和元年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

ページ

議案第28号 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」	1
議案第38号 訴えの提起（和解を含む。）について	2

II 請願説明

請願第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求めるについて	
請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めるについて	
請願第4号 子どもの貧困対策と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めるについて	
請願第5号 防災対策の充実を求めるについて	
請願第6号 2020年度に向けて30人学級のゆきとどいた教育を求めるについて	

III 所管事項説明

ページ

1 「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（教育委員会関係）	3
2 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」中間案について（教育委員会関係）	5
3 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について	9
4 県立高等学校の活性化について	13
5 県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案について	20
6 会計年度任用職員の任用、勤務条件および身分取扱いについて	23
7 学力向上等の取組について	26
8 三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について	41
9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成30年度分）について	46
10 三重県総合教育会議の開催状況について	58
11 審議会等の審議状況について	64
・別添資料1 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案 教育委員会関係	
・別添資料2 三重県教育ビジョン（仮称）中間案	
・別添資料3 三重県立学校施設長寿命化計画 中間案	
・別添資料4 三重県特別支援教育推進基本計画 中間案	

令和元年10月7日
教育委員会

I 議案補充説明

議案第28号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

行政手続における個人番号の利用等については、安全かつ適正に行われるよう「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）により、個人番号を利用できる事務（法定事務）が限定的に明記されています。

国民の利便性の向上や行政運営の効率化を目的に、地域の実情をふまえて、地方公共団体が法定事務以外で個人番号を利用しようとするときは、番号法第9条第2項の規定により、該当する事務（独自利用事務）等を条例で明記する必要があります。

このため、三重県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年三重県条例第44号。以下「番号条例」という。）を制定し、独自利用事務等を限定的に明記したところです。

今般、高校生の教育費の負担軽減を目的とする「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務」（法定事務）において、番号法に基づき個人番号の利用を開始することから、同様の目的で実施している「学び直し支援金の支給に関する事務」および「奨学給付金の支給に関する事務」（独自利用事務）についても、保護者の利便性の向上等の観点から、個人番号の利用が可能となるよう、番号条例の一部を改正するものです。

併せて、番号条例別表第二内の参考項について、関係法令の施行状況に合わせて整理し改めようとするものです。

2 改正内容

番号条例第4条に規定されている個人番号の利用範囲について整備します。

3 施行日

令和2年3月1日（ただし、一部の規定については公布日）

議案第38号

訴えの提起（和解を含む。）について

平成27年度末に退職した元職員について、在職期間中の非違行為が懲戒免職処分相当であるとして、既に支払われた退職手当の全部にかかる返納命令を平成29年9月4日付けで行いました。

その後、債権管理を行い、継続的に返納を求めてきましたが、返納が行われないことから、相手方に対して支払いを求めるため法的措置を行うものです。

1 請求の趣旨

三重県が相手方に対して、次のとおり支払いを求めます。

- ・退職手当返納命令額 21,559,469円
- ・上記に対する平成29年10月7日から返納される日までの期間に係る延滞金

2 経緯等

平成29年9月4日付けで退職手当返納命令を行い、平成29～30年度には、相手方に対して面談等により再三督促を行うとともに、返納額が高額であることから、相手方の状況も確認しながら分割納付について協議等を行いました。

しかし、妥当な分割納付計画を立てることができず、これまで返納が行われないまま現在に至っています。今後も自主返納は見込めない状況が続くと判断しました。

3 今後の方針

(1) 本件は、非強制徴収公債権であることから、管轄裁判所に支払督促の申立てを行い、債務名義を取得します。ただし、債務者から異議申立てがあった場合には、申立て時に遡って訴えの提起があったとみなされ、通常訴訟へ移行します。

(2) 500万円以下の訴えの提起は、知事の専決処分にできますが、本件は500万円を超えるため、あらかじめ訴えの提起を議案として提出します。

(3) 債務名義を取得後、債権回収に向けて民事執行法による財産の差押え等強制執行を行っていきます。

1 「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(教育委員会関係)について

【教育警察常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
221	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	教育委員会	<p>令和元年度における県民指標の目標値について、全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った教科数が全教科の5とあるが、本当に可能なのかというのが、教員や保護者の実際の声だと思われるところから、実績を見据えた目標値を設定されたい。</p> <p>県民指標が達成できず進展度Cと判断しているが、活動指標は概ね目標を達成しており、県民指標と活動指標がかなり乖離していることから、次期行動計画では県民指標や活動指標の関連性などについてしっかりと検討されたい。</p>	<p>本施策の県民指標については、子どもたち一人ひとりが夢や希望をかなえる学力を育んでいくため、義務教育段階で必要な力を身に付ける取組を確実に進めていく必要があることから、第二次行動計画の策定時に設定した目標値であり、設定した目標に対しては達成をめざすことが重要だと考え、取組を進めてきたところです。</p> <p>なお、令和元年度における目標は5教科のところ、4教科で全国の平均正答率以上となりました。</p> <p>本施策は学力と社会参画力の育成を目的とする幅広い施策ですが、確かな学力の育成は生きる力の基礎となる大きな要素であることから、この県民指標を設定しています。</p> <p>子どもたちや学校現場の教職員が頑張ったことを着実に示しながら、モチベーションを下げることがないよう活動指標にしており、県民指標と活動指標をあわせて施策全体の評価を行っています。</p> <p>次期行動計画においては、指標間の関連性にも留意しながら、子どもたちなどの頑張りが反映され、施策目的の達成状況が評価できる指標となるよう検討していきます。</p>
223	健やかに生きていくための身体の育成	教育委員会	<p>県内の小・中学校における体力向上を図ることを目的に配置された元気アップコーディネーターが昨年度で廃止されたが、廃止されたことにより実績値が下がったとならないように継続して体力の向上に取り組まれたい。</p> <p>本県は全国と比較して12歳児の一人平均のむし歯の本数が多い状況から、学校現場でのフッ化物洗口について安全性等の理解が得られるよう取り組まれたい。</p>	<p>元気アップコーディネーターの配置により、各学校におけるP D C Aサイクルの確立や、1学校1運動の取組等が定着してきており、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の平成30年度実績値が目標値を上回るなどの結果が表れてきているところです。今後は、こうした取組を県教育委員会の指導主事等が引き継ぐ形で、体力向上に向けた取組を着実に進めます。</p> <p>フッ化物洗口に係る安全性については、各市町訪問や校長会等での説明、研修会を実施し、理解が得られるよう努めているところです。今後も、医療保健部等と連携し、先進地視察を実施するとともに、モデル校での取組を紹介するなど、安全性等に関する理解が高まり、フッ化物洗口の実施に向けた検討が進むよう各市町に働きかけていきます。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
226	地域に開かれ信頼される学校づくり	教育委員会	平成29年3月策定の県立高等学校活性化計画における小規模校の活性化については、今年度までの3年間の成果と活動について検証を行い、その後の方向性を検討することとされているが、各学校共にそれぞれの地域性を生かして頑張っているので、各学校の取組をしっかりと評価しながら検証されたい。	小規模な学校においては、学校ごとに設置する協議会で策定した計画に基づき、地元市町や産業界と連携した活性化の取組を進めており、入学希望者の増加などの成果につながっている学校もあります。こうした取組の成果も踏まえて、令和3年度に総括的な検証を行います。

2 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」（中間案）について（教育委員会関係）

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」は、「みえ県民力ビジョン」策定後のこれまでの取組の成果と課題を検証するとともに、時代潮流や社会経済情勢の変化などを的確に捉えて、「みえ県民力ビジョン」が掲げる「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」という基本理念を具体化するための取組方向を示す中期の戦略計画です。

- 第三次行動計画（仮称）における教育委員会の主担当施策は表1、他部局の主担当施策の中で教育委員会が担当する基本事業は表2のとおりです。
- 教育委員会の主担当施策及び担当する基本事業の詳細は別添資料1のとおりです。なお、主担当施策の第二次行動計画との比較は別紙のとおりです。

1 各施策の考え方

（1）施策221 「子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成」

子どもたちに、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育み、子どもたちが自分の良さを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要となる力を育成します。

（2）施策222 「個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成」

子どもたちに、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を育成します。

（3）施策223 「特別支援教育の推進」

障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を行い、自立と社会参画のために必要な力を育成します。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが交流等をとおして共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。

(4) 施策224 「安全で安心な学びの場づくり」

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力を育むとともに、いじめや暴力行為の防止に向けた取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策、不登校児童生徒の支援を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備に取り組みます。

(5) 施策225 「地域との協働と信頼される学校づくり」

学校と保護者・地域の方々が、目標等を共有し、一体となった教育活動を進め、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支えます。また、学校の特色化・魅力化に取り組むとともに、教職員の指導力向上等に取り組むことで県民の皆さんから信頼される学校づくりを進めます。

2 各施策に係る第二次行動計画からの主な変更点

(1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成に係る施策の一本化

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成については人格形成の基礎となるものであり、引き続き注力して取り組んでいきます。さらに、これら3つの力が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成していくことが大切です。

こうしたことから、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成に向けた取組を一つの施策として整理しました。

(2) 新たな時代に対応していくための力の育成に係る施策の新設

第二次行動計画においては、「社会参画力の育成」として「学力の育成」とあわせて一つの施策としていましたが、子どもたちに社会に参画していく力を育んでいくことがますます重要となる中で、社会参画力の育成に係る取組を新設・拡充等した上で、新たな時代に対応していくための力の育成に向けた施策を新設します。

【表1】教育委員会の主担当施策

	政策	施策
II 「創る」	2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
		223 特別支援教育の推進
		224 安全で安心な学びの場づくり
		225 地域との協働と信頼される学校づくり

【表2】他部局の主担当施策の中で教育委員会が担当する基本事業

	政策	施策 基本事業
I 「守る」	1 防災・減災、國土強靭化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進
		11103 学校における防災教育の推進
		112 防災・減災対策を進める体制づくり
		11204 教育施設の防災対策
II 「創る」	1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり
		21102 人権教育の推進
		213 多文化共生社会づくり
		21303 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
	2 学びの充実	227 文化と生涯学習の振興
		22702 文化財の保存・継承・活用
		22704 社会教育の推進と地域の教育力の向上

参考資料:第二次行動計画との比較

【第二次行動計画】

6施策18基本事業		
政策	施策	基本事業
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
2 学びの充実		
	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	22101 学力の育成 22102 グローバル教育の推進 22103 キャリア教育の推進
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	22201 道徳教育の推進 22202 郷土教育の推進 22203 読書活動・文化芸術活動の推進
	223 健やかに生きていくための身体の育成	22301 体力の向上と運動部活動の活性化 22302 健康教育の推進 22303 食育の推進
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	22401 早期からの一貫した支援の推進 22402 特別支援学校のキャリア教育の推進 22403 特別支援学校の整備
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	22501 いじめや暴力のない学校づくり 22502 子どもたちの安全・安心の確保 22503 不登校児童生徒への支援
	226 地域に開かれ信頼される学校づくり	22601 開かれた学校づくり 22602 学校の特色化・魅力化 22603 教職員の資質向上 22604 私学教育の振興(主担当:環境生活部)

【第三次行動計画(仮称) 中間案】

5施策16基本事業		
政策	施策	基本事業
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
2 学びの充実		
	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	22101 学力の育成 22102 道徳教育の推進 22103 体力の向上と健康教育の推進 22104 読書活動・文化芸術活動の推進
	222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	22201 主体的に社会を形成する力の育成 22202 キャリア教育の充実 22203 グローバル教育の推進 22204 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
	223 特別支援教育の推進	22301 一人ひとりの学びを支える教育の推進 22302 自立と社会参画に向けた教育の推進
	224 安全で安心な学びの場づくり	22401 いじめや暴力のない学校づくり 22402 子どもたちの安全・安心の確保 22403 不登校児童生徒への支援
	225 地域との協働と信頼される学校づくり	22501 地域とともにある学校づくり 22502 学校の特色化・魅力化 22503 教職員の資質向上 22504 私学教育の振興(主担当:環境生活部)

別紙

3 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和元年度末で終了することから、次期の三重県教育ビジョン（仮称）を策定しています。

三重県教育改革推進会議におけるこれまでの審議をふまえ、別添資料2のとおり中間案をとりまとめました。中間案の概要は以下のとおりです。

1 次期教育ビジョンの各構成の考え方について

（1）次期「三重県教育ビジョン（仮称）」の構成

はじめに

- 1 策定の趣旨 2 位置づけ 3 対象範囲 4 計画期間 5 構成

第1章 総論

- 1 教育を取り巻く社会情勢の変化
- 2 三重の教育における基本方針
- 3 教育ビジョンに込める想い

第2章 基本施策・施策

基本施策	施策
1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	(1) 学力の育成 (2) 外国人児童生徒教育の推進 (3) 幼児教育の推進 (4) 人権教育の推進 (5) 道徳教育の推進 (6) 読書活動・文化芸術活動の推進 (7) 体力の向上と学校スポーツの推進 (8) 健康教育・食育の推進
2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	(1) 主体的に社会を形成する力の育成 (2) キャリア教育の充実 (3) グローカル教育の推進 (4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
3 特別支援教育の推進	(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進 (2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

4 安全で安心な学びの場づくり	(1) いじめや暴力のない学校づくり
	(2) 防災教育・防災対策の推進
	(3) 子どもたちの安全・安心の確保
	(4) 不登校児童生徒への支援
	(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
	(6) 学校施設の充実
5 地域との協働と信頼される学校づくり	(1) 地域とともにある学校づくり
	(2) 学校の特色化・魅力化
	(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(4) 学校における働き方改革の推進
	(5) 家庭の教育力の向上
	(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(7) 文化財の保存・継承・活用

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

- 1 進行管理
- 2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて

(2) 「三重の教育における基本方針」について（別添資料2 7ページ）

次期教育施策大綱における「三重の教育における基本方針」を掲載し、次期教育ビジョンにおいては教育施策大綱をふまえた施策展開を行っていくことを示しています。

(3) 「教育ビジョンに込める想い」について（別添資料2 11ページ）

現行の教育ビジョンの「三重の教育宣言」で示した自立する力および共生する力の育成、教育への県民力の結集などの基本理念を継承し、その旨を「はじめに」における「1 策定の趣旨」で示しながら、次期教育ビジョンでめざす3つの方向性を「教育ビジョンに込める想い」として整理しました。

① 誰一人取り残さない教育の推進

本県における教育の特色とも言える、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育を引き続き推進するとともに、複雑化・多様化する教育的課題に的確に対応していくことを示しています。

② 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

これから変化の激しい時代において、豊かな未来を創っていく力を育む教育を行っていく必要があること、一人ひとりの子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成を通じて自分の良さや可能性を認識するとともに他者への思いやりを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまなことに挑戦し、他者との協働をとおして困難な課題を乗り越えていける力を育むことを示しています。

③ 「オール三重」による教育の推進

子どもたちは学校だけでなく、家庭・地域等さまざまな場での学びをとおして成長することから、すべての県民力を教育へ結集し社会総がかりで教育の推進に取り組んでいく必要があること、こうした家庭や地域等との連携・協力のためには信頼される学校づくり、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立が不可欠であることを示しています。

(4) 「基本施策・施策」について（別添資料2 13ページ）

「教育ビジョンに込める想い」を具体的に実現していくための5つの基本施策の基本的な考え方と施策体系を整理しました。施策だけでなく基本施策にも「めざす姿」および「数値目標」を記載しました。

基本施策1（子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成）

人格形成の基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成に引き続き注力して取り組んでいくこと、これら3つの力が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分の良さや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成していくことが大切であること、こうした考え方をメッセージとして示すため、関係施策を一つの基本施策に整理しました。

基本施策2（個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成）

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和の取れた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題の解決に向き合い解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、一人ひとりの子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成に向けた施策を基本施策として整理しました。

基本施策3（特別支援教育の推進）

一人ひとりの特性やニーズに応じた教育を計画的・組織的に実施するとともに、自立と社会参画に必要となる力の育成に注力するため、関係施策を基本施策として整理しました。

基本施策4（安全で安心な学びの場づくり）

基本施策5（地域との協働と信頼される学校づくり）

基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境を作っていくことに向けた基本施策4「安全で安心な学びの場づくり」および保護者や地域の方々等からの信頼を基礎として学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していくける環境を作っていくことに向けた基本施策5「地域との協働と信頼される学校づくり」に関係施策を整理しました。

（5）「教育ビジョンの実現に向けて」について（別添資料2 89ページ）

教育ビジョンの進行管理として数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価を公表するとともに次年度以降の取組の改善を行っていくこと、「教育への県民力の結集」のもとで期待される保護者や地域住民等の役割について示しています。

2 今後の予定

令和元年 10月中旬～11月中旬	パブリックコメント
11月中旬～下旬	三重県キッズ・モニター
12月上旬	三重県教育改革推進会議
12月 13日	教育警察常任委員会
令和2年 2月上旬	三重県教育改革推進会議（最終案）
3月	教育警察常任委員会（最終案）

4 県立高等学校の活性化について

県立高等学校の活性化については、平成29年3月に策定した県立高等学校活性化計画（計画期間は平成29年から令和3年度までの5年間）に基づき取組を進めています。

基本的な考え方として、グローバル化や情報化、産業構造等の急速な社会の変化をふまえ、新しい時代を生き抜いていく力の育成や、命を大切にする心を育み一人ひとりに応じた教育の実現をめざしています。さらに、人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中、高等学校活性化の取組に、地方創生や地域の担い手育成の視点を取り入れ、学校、地域、産業界が一体となって地域で学び、地域を生かす教育を推進しています。

1 県立高等学校活性化のための取組

（1）新しい時代に求められる学びへの変革

① 高大接続改革

- 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素を確実に育成・評価することが極めて重要であるとし、これら三者の一体的な改革が進められています。
- 高等学校教育改革については、教育課程の見直し、学習・指導方法の改善と教員の資質の向上、多面的な評価の推進が行われています。平成30年3月には、学習指導要領が改訂され、令和4年度から年次進行で実施されるため、教員対象の新学習指導要領の説明会の開催や説明動画の配信等を行っています。また、各学校が新しい教育課程を作成するための手引きを作成します。
- 大学入試センター試験に代わる「大学入学共通テスト」が、令和2年度から実施されます。一部記述式の導入や、英語における民間の検定試験の活用など変更点も多くあることから、適切に情報を提供するとともに、効果的な学びについて助言します。

② 探究的な学び

- 県内のスーパーサイエンスハイスクール指定校は6校あり、県内の各地域に配置しています。（桑名高校、四日市高校、津高校、松阪高校、伊勢高校、上野高校）
- 各指定校では、大学等専門機関や地域の企業等と連携した高度な課題研究や、国際科学オリンピック大会への挑戦等を通じて、国際舞台で活躍できる科学技術人材を育成するカリキュラムの研究・開発に取り組んでいます。

○ 県内の高等学校における総合的な探究の時間や、課題研究等の探究的な学習をさらに推進するため、スーパーサイエンスハイスクール指定校を中心とした「みえ科学探究コンソーシアム」を16校で組織し、指定校が研究・開発した課題研究の指導方法や評価方法をコンソーシアム内で普及しています。

また、指定校を中心とした県内の高等学校が取り組んだ課題研究を発表する場として「みえ科学探究フォーラム」を開催し、研究成果を県内の高等学校へ広く普及しています。

○ 各指定校では、上記の取組以外に、小中学生を対象とした科学体験講座を各学校において開催し、地域の科学教育・理数教育の拠点校として裾野の拡大に努めています。

③ I C T を活用した学びの充実

これからの中を生きる子どもたちには、情報活用能力や、持続可能な社会や幸福な人生を自ら作り出していく力が必要不可欠です。このような中、「新時代に求められる I C T 活用能力の育成」検討協議会を、7月から3回開催し、三重の生徒たちに育成したい力や、その力を育成するために必要な I C T 環境等について協議しました。産業界等の委員から、「このからの時代は、I C T をツールとして日常的に使いこなしながら、人間ならではの感性や創造性等を伸ばす必要がある。」「課題解決型の学習を進める際にも、観察や分析などに必要な情報活用能力が重要であり、校内の無線 L A N が整備された状況下で、電子黒板やパソコン、タブレット等の整備が大前提となる。」などの意見をいただいています。今後は、このような能力を育成する教育を推進するとともに、環境整備に向けて検討します。

(2) 社会とつながり貢献する力の育成

① 社会の一員としての自覚と責任を育む教育

成年年齢引き下げ等を見据えて、生徒に、主権者としてよりよい社会の実現をめざして、主体的に課題を解決しようとする意欲や態度を育む必要があります。高い志と広い視野を持って社会に参画する力を育成するために、関係諸機関や専門家等と連携し、県政、市政等の課題の解決策について探究し発表するなど、主権者教育の汎用的な学習プログラムの研究開発を行います。

(3) 生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進

① 特別支援教育の充実

伊勢まなび高校を研究校として、主に発達障がいのある生徒を対象に、通級による指導を実施しています。人との関わり方や日常生活のマナー等のコミュニケーションスキル、ソーシャルスキルを身に付けるための学習等を研究し、その教育手法を他校に広げていきます。また、民間企業等と連携しソーシャルスキルトレーニング等、教員の指導力向上を図ります。

② 定時制教育・通信制教育の充実

- 発達障がい支援員を定時制の拠点となる3校（北星高校、みえ夢学園高校、伊勢まなび高校）に配置し、生徒および保護者との面談や個別の指導計画作成を支援しています。
- 職場定着サポーターを定時制・通信制設置校5校（北星高校、みえ夢学園高校、伊勢まなび高校、尾鷲高校、飯野高校）に配置し、事業所訪問等で把握した卒業生の職場での悩みや様子、離職理由等をふまえて、生徒の就職相談、面接指導等、就職に向けた支援を行い、就職内定と就職後の職場定着につながるよう支援します。

③ 外国人生徒教育の充実

- 飯野高校を拠点校として外国人生徒支援専門員2名（スペイン語・ポルトガル語）を配置し、課外授業等による適応指導や進路相談を行うとともに、近隣の高校へも派遣を行っています。
- みえ夢学園高校を拠点校として外国人生徒キャリアサポーター1名を配置し、外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通した進路選択ができるよう支援を行っています。

(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進

① 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

Society 5.0の社会を地域から支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等に向けた探究的な学びを推進しています。

ア 飯南高等学校＜地域魅力化型＞

- 地域への愛着を持って、地域に貢献し、地域の未来を切り拓くことのできる、地域に根ざした人材を育成することを目的として、地域課題解決型のキャリア教育のカリキュラム開発に取り組んでいます。

イ 宇治山田商業高等学校<グローカル型>

- 持続可能な未来を創造できるグローバルな視点を持った地域社会のリーダーの育成をめざして、伊勢市や伊勢志摩地域の企業等と連携して、SDGsの推進プログラム、伊勢志摩観光プログラム等の開発に取り組んでいます。

② 職業教育の推進

ア 農業学科におけるGAPに関する教育

平成30年度に、全ての県立農業高校（5校）でGAPの認証を取得しました。また、相可高校と明野高校は、全国の高等学校で初めてJGAP家畜・畜産物の認証を取得しました。

高校名	GAP	品目	認証取得
四日市農芸	グローバル	穀類(米)	平成30年11月
	アジア	青果物(まこもたけ)	平成31年3月
久居農林	アジア	青果物(日本なし、ぶどう)	平成31年1月
相可	アジア	青果物(かき)	平成31年1月
	J	家畜・畜産物(肉用牛)	平成31年1月
明野	グローバル	穀類(米)	平成30年9月
	J	茶(緑茶、紅茶)	平成30年3月
	アジア	茶(緑茶、紅茶)	平成31年4月
	J	家畜・畜産物(豚)	平成31年1月
伊賀白鳳	アジア	青果物(日本なし、ぶどう)	平成31年1月

<令和元年度の取組>

- 福島県でGAPに取り組む5校、16名の生徒が、8月に本県の農業高校3校（久居農林高校、相可高校、明野高校）を訪問し、衛生管理や飼育の効率化等について紹介し合いました。また、12月に、本県の農業高校の生徒5名が、福島県でGAPに取り組んでいる高等学校を訪問し、各県のGAPの取組について意見交換等を行います。
- 久居農林高校、伊賀白鳳高校、明野高校の生徒が、三重テラスで行われるGAP食材フェアに参加し、各校が生産したGAP農産物の試食・販売を行いました。また、フェア期間中、三重テラスレストランでは、各校が生産したGAP農産物が食材として使用されました。

イ 四日市工業高等学校

<地域との協働による高等学校教育改革推進事業プロフェッショナル型>

- 本科3年間と専攻科2年間の5年間をとおして、地域の産業界等と協働し、ものづくりで地域の課題を解決できる技術者の育成をめざし、四日市市をスマートシティ（IoT等の先端技術を用いて継続的な経済発展を目的とした新しい都市）とするために必要な自動運転や通信、制御、エネルギー、まちづくり等に関する先進的な知識および技術を学んでいます。

＜ものづくり創造専攻科＞

- 実習棟が平成 30 年 7 月に完成し、同時 5 軸加工工作機械（DMG 森精機株式会社から無償貸与）など、自動制御等が学べる最新の実習機器を整備しています。
- 「協働パートナーズ（56 社、6 団体（令和元年 9 月現在））」と連携し、企業等での研修やパートナーズ社員による実践的な授業を実施しています。
- 三重大学の教員による授業や鈴鹿大学での「ビジネス英語」や「TOEIC の英語」の講座を受講しています。
- 県内企業の海外進出が進んでいる ASEAN 地域での海外インターンシップを実施しています。令和元年度は、9 月にベトナムで実施し、海外工場での現地従業員のマネジメント手法等について学びました。また、地元の工業大学では、工作機械の制御研修を受けた後、相互の学校生活や互いの国の文化について英語で話し合いました。

ウ 稲生高等学校 普通科 自動車工業類型

- 地域からの工業系人材育成のニーズを受け、これまで普通科に設置されていたモータースポーツ類型を自動車工業類型に変更し、平成 29 年度の入学生から、工業に係る学習をより専門的に行えるようにしました。
- 地域の自動車整備士を特別講師に迎え、専門的で最先端の知識・技術を学んでいます。また、ガス溶接の実習を鈴鹿地域職業訓練センターで実施しています。
- 令和元年度から、3 年生は鈴鹿市内の 8 社で企業実習を行っています。これまで学校で身に付けた基礎的な技術をもとに、各企業で実践的な技術を身に付けます。（木曜日の午後、年間 16 回）
- 自動車工業類型で、最初の 3 年生になる生徒の大部分が、県内企業に内定しています。自動車整備の仕事に就く生徒や、企業実習先に就職する生徒もいます。また、2 級整備士の取得をめざして進学する生徒もあります。

2 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方

（1）小規模校の活性化

県立高校では、人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中、地方創生、地域の担い手育成の視点を大切にしながら、地域との協働による魅力ある教育と学校づくりを進めています。

1 学年 3 学級以下の小規模な高校では、平成 29 年度から学校ごとに活性化協議会を設置して、市町関係者、地元産業界の地域関係者と具体的方策を協議し、地域の状況、学校・学科の特色などをふまえ、「活性化プラン」を策定して、一体となって活性化の取組を推進しています。

活性化の取組期間は、3年間を原則とし、入学者の状況や生徒の進路実現の状況、活性化の取組など、その活動と成果について毎年度検証を行い、取組の成果が高まるよう改善を重ねており、3年経過後に、その後の方向性を検討することとしています。各校においては、生徒へのきめ細かな指導や地域における体験活動の実施など、小規模校であることのメリットを生かして学校の魅力化に取り組んでいます。

協議会を設置して、活性化に取り組んでいる高校は次のとおりです。

白山高校（津市）、飯南高校（松阪市）、昂学園高校（大台町）、
南伊勢高校南勢校舎（南伊勢町）、南伊勢高校度会校舎（度会町）、
鳥羽高校（鳥羽市）、志摩高校（志摩市）、水産高校（志摩市）
あけぼの学園高校（伊賀市）、紀南高校（御浜町） 9校 10校舎

（2）地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業

協議会を設置している小規模校を令和元年度から「地域みらいPBLパイロット校」に指定し、生徒が地域の課題や産業を題材に、地域住民や職業人と関わりながら探究的に学ぶ地域課題解決型キャリア教育に取り組んでいます。

この地域課題解決型キャリア教育は、各校のこれまで2年間の活性化期間で取り組んだ地域活動や学習内容を土台しながら、地域を舞台とした課題発見解決型の探究的な学びの実践をめざしています。また、取組を通じて地域への愛着や誇りを高め、その地域で活躍できる将来像をイメージすることや、将来にわたって学び続けることのできる能力・資質の育成にもつなげます。

各パイロット校には、地域と学校をつなぐコーディネーターが配置され、各校の学習活動の支援、地域の方々や職業人とより深く関わる学習環境の整備等をサポートしています。

○パイロット校の主な取組

鳥羽高校 1年生全員が、答志島など鳥羽市各地へのフィールドワーク等の体験学習を実施するなど、地域を題材にした学習を行っています。

また、2年生は学校設定科目である「鳥羽学」において、鳥羽市の協力を得ながら、生徒が鳥羽の魅力や課題を理解するとともに、その魅力の発信や課題の解決に取り組んでいます。複数の企業と連携して、VR（バーチャル・リアリティー）を活用した海女体験による海女文化の発信や、商店街へのフィールドワークやインタビュー等を通じて中心市街地の活性化について考え、魅力発信等に取り組んでいます。

あけぼの学園高校 1年生全員が、伊賀市職員から地域の現状や課題について説明を受けたのち、小グループに分かれ、市内の企業、伝統産業や地域の団体等から伊賀の魅力や取組への思い等について聞き取りを行いました。さらに地域の理解を深めるため、二学期には市内各地へフィールドワークを行う予定です。

また、2、3年生の製菓調理系列では、地元の伊賀の食材を使用したパンの新商品開発に取り組んでいます。美容服飾系列では、夏季休業中に東京に出向き一流の美容師の講演や研修を受けるとともに、三重テラスにおいて、生徒が提案して商品化されたオールインワンジェル「ピアニン」のPR活動や販売実習をしました。

紀南高校 地域理解を深める取組として、2年生の学校設定科目「地域産業とみかん」の中で、地域の特産品である「みかん」の栽培から流通までの過程や、関連する産業について、体験活動を通じて体系的に学んでいます。また、夏季休業中に同じく「みかん」や「梅」などの地域資源をテーマに先進的に取り組んでいる和歌山県の高校を訪問し、商品開発等の取組について交流し、理解を深めました。今後とも他県の高校との交流を続けていく予定です。

5 県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案について

I 中間案の概要

1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等

(1) 計画策定の背景

県立学校施設は昭和 40～50 年代にかけて建設されたものが多く、建物や設備の老朽化対策が大きな課題となっています。また、教育に対するニーズは時代と共に変化してきており、学校施設に求められる機能も複雑化、多様化しています。

(2) 計画の目的

学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを本計画の目的とします。

(3) 計画の位置付け

平成 25 年に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県の公共施設の総合的・計画的な管理方針として、平成 27 年に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。本計画は、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく、県立学校施設の個別施設計画として策定します。

(4) 計画期間

令和 2 年度から「みえ公共施設等総合管理基本方針」の計画終期である令和 16 年度まで（15 年間）とします。

(5) 対象施設

三重県教育委員会が所管する高等学校および特別支援学校とします。

2 学校施設のめざす姿

三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた施策の方向性を示す中長期計画である「三重県教育ビジョン」（現在次期ビジョン策定中）において、学校施設のめざす姿を示した施策「学校施設の充実」をふまえた記述とします。

3 学校施設の実態

(1) 学校施設の設置状況

高等学校 57 校、特別支援学校 18 校の合計 75 校の県立学校施設があり、県立学校施設全体の延べ面積は約 93 万 m²となります。

(2) 学校施設の老朽化の状況

現在保有している学校施設は、築 30 年以上経過した建物が全体の約 7 割（棟数）、築 40 年以上経過した建物は約 4 割（棟数）を占める状況にあります。

平成9年度以降、耐震対策実施に併せて老朽化対策を実施してきましたが、劣化状況の調査を行ったところ、全体的に劣化の進行が認められました。

また、トイレの洋式化など設備面でも住環境とのギャップが大きくなっています。設備面においても改修や更新が必要になっている状況です。

(3) 施設関連経費の状況

過去5年間の県立学校施設関連経費の平均は、光熱水費等を含め全体で概ね36億円／年となっていますが、減少傾向にあり、より効果的な執行が求められます。

(4) 今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)

これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合と、建物が劣化する前に予防保全を施す長寿命化改修を実施した場合の、建設および維持管理にかかる経費について試算し比較したところ、今後40年間で約416億円、年平均で約10.1億円圧縮できるとの結果が算出されました。

- ・建替え中心の場合：今後40年間で約3,164億円（年平均で約79.1億円）
- ・長寿命化改修の場合：今後40年間で約2,748億円（年平均で約69億円）

4 学校施設整備の基本的な方針等

(1) 学校施設の規模や配置の適正化

高等学校の生徒数は減少傾向にある一方、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあります。このような状況の中、学校施設の規模や配置の適正化については、「県立高等学校活性化計画」および「三重県特別支援教育推進基本計画」との整合を図っていきます。

(2) 改修等の基本的な方針

①改修の手法

長寿命化改修を中心に行います。改修の実施に際しては、建物の状態から改修対象の部位を精査するとともに、使用状況等から減築など他の手法も検討し、より効果的な改修となるよう取り組みます。

②長寿命化改修の対象

長寿命化改修の対象施設は、延べ面積が200m²以上の建物としますが、渡り廊下など付随する建物も一体的に工事すべきひとつの棟として扱います。

それにより整理すると、改修対象は全体で557棟(87万9千m²)となります。

③目標耐用年数

長寿命化改修における鉄筋コンクリート造の目標耐用年数は80年とします。

④改修サイクル

長寿命化改修は、目標耐用年数の中間期である築40年を経過した段階で、構造躯体の強度やコンクリートの中性化の度合い等を調査のうえ実施します。

⑤改修の進め方

改修対象の建物の使用状況等から、必要に応じて減築も想定するとともに、バリアフリー化などの施設の機能向上にも可能な限り取り組みます。

⑥トイレの改修

学校施設は、学習の場であるとともに生活の場でもあり、住環境とのギャップが特に大きくなっているトイレについては、洋式化などの機能面の向上を早期に図る必要がある部位として位置付け、建物の改修と並行して計画的に進めます。

5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等

長寿命化改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定しますが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めます。

6 長寿命化の実施計画

(1) 実施計画の策定

より具体的な長寿命化改修方策を記載した実施計画を策定し、実施計画に基づいて、令和2年度から改修に着手します。

実施計画については、状況の変化に柔軟に対応できるよう4年ごとに策定し、工事の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

(2) 改修等の優先順位付け

屋上や外壁など、その劣化が構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の老朽化対策を優先して実施することが必要であることから、劣化している部位に着目して改修を実施する建物の優先順位を判断します。

また、トイレの改修については、洋便器の不足度合いの高い学校の改修を優先して進めます。

7 長寿命化計画の継続的運用方針

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくため、定期的に劣化状況調査や点検を実施することにより、学校施設の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づきP D C Aサイクルを確立し、より効果的な整備の検討や計画の見直しを行います。

II 今後の予定

令和元年10月～ 職員による現地調査

令和2年 3月 教育警察常任委員会（最終案）

6 会計年度任用職員の任用、勤務条件および身分取扱いについて

令和2年4月から施行される改正地方公務員法および改正地方自治法をふまえ、新しく「会計年度任用職員」制度を創設するため、先の6月定例月会議において「公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第3号）」を可決いただいたところです。

今後、会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件を規定する必要があることから、総務省の通知をふまえて、新しい規程（訓令）を制定します。公立学校職員と教育委員会事務局職員をそれぞれ対象とする2つの規程を制定する予定です。なお、職ごとの具体的な勤務条件については、規程に基づき、別途設定します。

1 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（案）の概要

（1）職

現在の職名で、非常勤講師、臨時労務員、業務補助職員、嘱託職員（スクールカウンセラー等）、その他非常勤職員（非常勤実習助手等）を会計年度任用職員として設置します。※別紙参照

（2）採用

- ・会計年度任用職員として従事する業務の性質や内容等をふまえ、面接や書類選考等による能力実証により採用を行い、任期は一会計年度の範囲内とします。
- ・採用ごとに条件付採用期間（1月）を設けます。

※地方公務員法（以下「法」という。）の規定による。

（3）勤務時間

国家公務員の非常勤職員に準拠して、原則、週29時間以内、1日7時間45分以内とします。具体的な勤務日数等は、職に応じて個別に設定します。

（4）休暇制度等

国家公務員の非常勤職員に準拠した休暇制度等とします。

- ・年次有給休暇は最大15日（月16日、1日7時間45分勤務の場合）
- ・年次有給休暇以外に、忌引休暇および結婚休暇などの有給休暇と、産前産後休暇などの無給休暇を付与
- ・その他、育児休業や介護休暇などの無給の制度を設定

（5）服務

正規職員と異なり、営利企業への従事等の制限（いわゆる兼業の禁止）については、会計年度任用職員は適用除外とします（法の規定による）。

それ以外の服務（※）は、正規職員と同様に適用します。

※「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」、「政治行為の制限」など

（6）評価

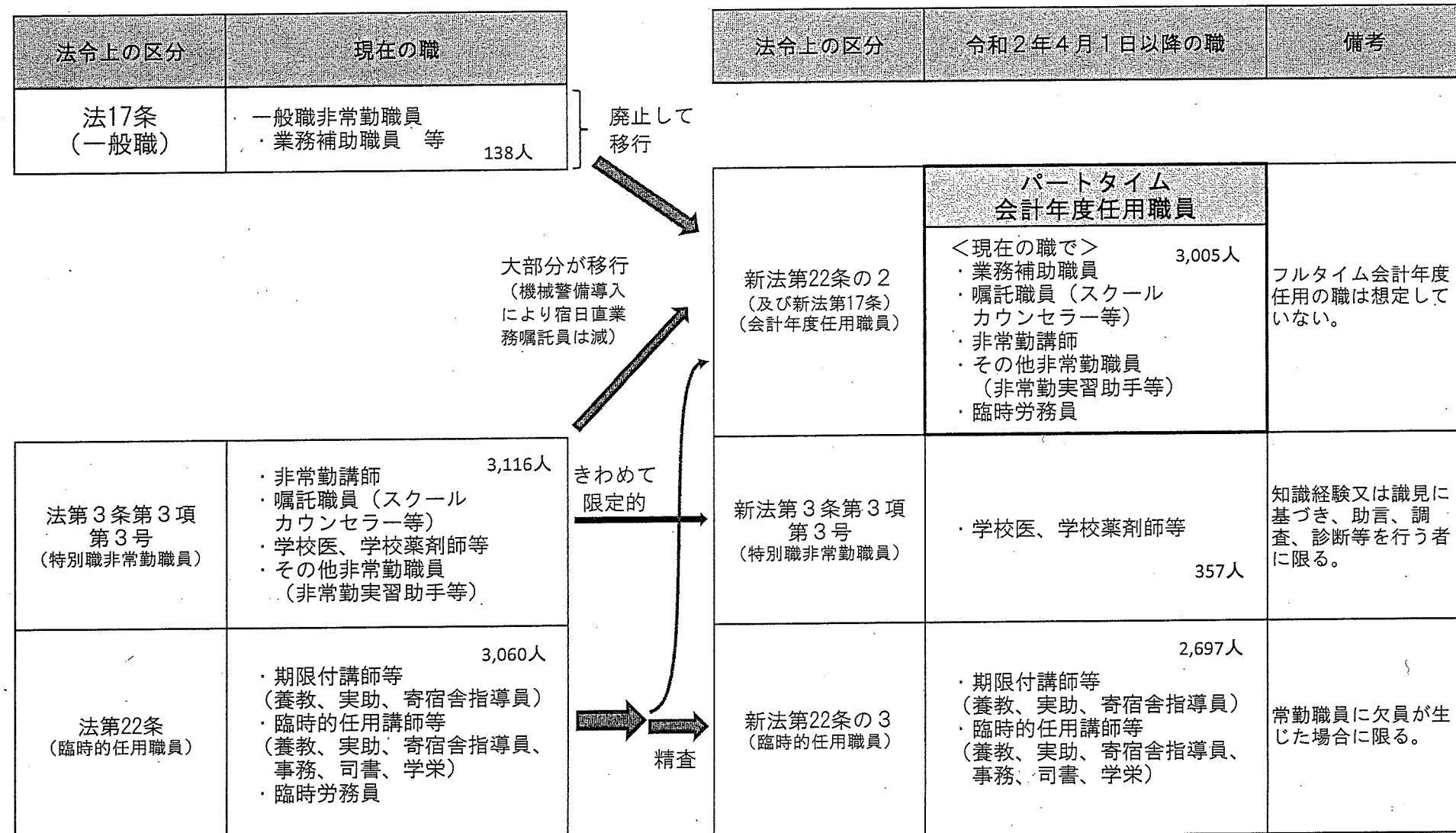
会計年度任用職員は人事評価制度の対象とします（法の規定による）。

2 今後の予定

令和2年4月の改正地方公務員法および改正地方自治法の施行に向けて、当該規程を公布するとともに、各市町教育委員会、各学校および対象職員への周知を行うなど、円滑に運用が始められるように取り組んでいきます。

なお、規程の整備にあたっては、総務部および人事委員会と調整を行っていきます。

地方公務員法改正にかかる職の見直しイメージ（公立学校及び教育委員会事務局）（案）



※法は、地方公務員法の略

※人数は平成29年度実績をもとに試算

7 学力向上等の取組について

I 学力向上について

1 みえの学力向上県民運動

子どもたちの学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の夢を実現するための可能性や選択肢の拡大につながります。子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら学び、自らの希望と未来を支える学力を身に付けられるよう、平成28年度から「主体的・協働的に学び行動する意欲」の育成、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとおした学び」の推進の3つを柱とする「みえの学力向上県民運動」セカンドステージの取組を進めています。今後も学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力の向上に取り組みます。

2 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査は、教科に関する調査と児童生徒や学校に対する質問紙調査を総合的に活用することで、子どもたちへの教育指導の充実や学習状況の改善につなげることを目的として実施されています。

(1) 調査の概要

①実施日 平成31年4月18日（木）

②対象

- ・小学校第6学年および中学校第3学年の全児童生徒
- ・特別支援学校小学部第6学年および中学部第3学年の該当児童生徒

③調査の内容

- ・教科に関する調査（小学校：国語・算数、中学校：国語・数学・英語）
- ・生活環境や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒に対する調査（以下「児童生徒質問紙調査」）および学校に対する調査（以下「学校質問紙調査」））

※平成30年度からの変更点

- ・知識・活用を一体的に問う問題に変更（例：従来の国語A、国語Bが「国語」）
- ・中学校の調査に英語を追加（「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」の4技能を調査）

(2) 教科に関する調査結果の概要

①平均正答率

○5教科中3教科（小学校国語、算数、中学校数学）で全国の平均正答率を上回り、1教科（英語）で全国の平均正答率と同値になりました。（4/5教科で全国平均以上となつたのは、調査開始以来初めてとなります。）

【小学校】

国語	算数	2教科合計
64.2(+0.4)	66.7(+0.1)	130.9(+0.5)

【中学校】

国語	数学	2教科合計	英語(聞く・読む・書く)	3教科合計
71.7(-1.1)	60.3(+0.5)	132.0(-0.6)	56.0(±0.0)	188.0(-0.6)

※（ ）の数値は、全国の平均正答率との差を示します。

②平均無解答率

○全教科（小学校国語、算数、中学校国語、数学、英語）で全国の平均無解答率を下回りました。（全教科で全国より良好な水準となつたのは、調査開始以来初めてとなります。）

【小学校】

国語	算数
5.47(-0.74)	2.49(-0.17)

【中学校】

国語	数学	英語(聞く・読む・書く)
2.57(-0.03)	6.65(-0.66)	5.44(-0.55)

※（ ）の数値は、全国の平均無解答率との差を示します。

③各教科の状況

- ・経年的に出題されている問題について、改善が図られました。(正答率が全国平均を上回りました。)
- ・国語では記述式の問題の改善が図られていますが、算数・数学では説明をしたり、英語では自分の考えを書いたり等の記述式の問題に課題が見られます。

【国語】

- ・記述式の問題について、小学校では3問全て、中学校では3問中2問で全国平均を上回りました。

	問題の概要	出題形式	正答率
			本県(全国との差)
小学校	【報告する文章】の空欄に当てはまるよう、調査結果から分かった二つのことをまとめる	記述	30.1(+1.3)
	文章を読み、疑問に思ったことに対する答えとして適切な内容をまとめる	記述	77.7(+1.8)
	インタビューでの職人の仕事への思いや考えに着目して心に残ったことを書く	記述	69.4(+1.2)
中学校	短歌を一首選び、自分の考えや感想を書く	記述	91.6(+0.4)
	話し合いの方向をとらえ、自分の考えを書く	記述	61.9(+1.5)

- ・小学校では、基礎的・基本的な知識・技能（同音異義語の漢字の書き、接続語を使って分けて書くこと）を問う問題に課題があります。

	問題の概要	出題形式	正答率
			本県(全国との差)
小学校	漢字を書く（調査のたいじょう）	短答	43.7(+1.8)
	漢字を書く（かんしんをもってもらいたい）	短答	33.7(-1.9)
	接続語を使って一文を二文に分ける	短答	47.3(-0.5)

- ・中学校では、書かれている内容を正確に読み取ることや日常生活に即した封筒の書き方、話し合いの内容をとらえる問題に課題があります。

	問題の概要	出題形式	正答率
			本県(全国との差)
中学校	新聞に書かれている情報として正しいものを選択する	選択	60.3(-1.2)
	封筒の書き方	短答	53.4(-3.4)
	話し合いの発言について説明したものを選ぶ	選択	77.9(-2.5)

【算数・数学】

- ・小中学校ともに、経年的に出題されている問題（何倍かを求める、 $6+0.5 \times 2$ の計算、三角形の合同条件を書く）について、正答率が全国平均を大きく上回りました。

	問題の概要	出題形式	今回の正答率	過去の正答率
			本県(全国との差)	本県(全国との差)
小学校	棒グラフを読み取り、何倍かを求める	短答	82.1(+3.5)	80.9(-1.6)
	$6+0.5 \times 2$ の計算をする	短答	66.0(+5.9)	63.2(-3.4)
	証明で用いられている三角形の合同条件を書く	短答	78.9(+3.1)	78.4(+2.3)

- ・小中学校ともに、文章や式を解釈し、説明する問題に課題があります。

	問題の概要	出題形式	正答率 本県(全国との差)
小学校	面積をどのように求めているかを、式を基に説明する	記述	40.1(-3.8)
	減法の計算の仕方についてまとめたことを基に、除法の計算の仕方を書く	記述	29.6(-1.5)
中学校	2つの冷蔵庫の総費用が等しくなる年数を求める方法を、式やグラフを用いて書く	記述	37.7(+3.0)

【英語】

- ・簡単な情報の聞き取りや読み取りの問題、基礎的な語句に関する問題の正答率は、多くの問題で高い正答率となりました。

	問題の概要	出題形式	正答率 本県(全国との差)
中学校	外国人の先生と生徒の会話の内容を表している絵を選択する	選択	73.2(+0.9)
	文中の空所に入る接続詞として、最も適切なものを選択する	選択	81.2(+1.3)
	与えられた英単語を適切な形に変えて、会話が成り立つよう英文を書く	短答	75.6(+2.0)

- ・記述式の問題は、低い正答率となりました。また、無解答率が高いことにも課題があります。

	問題の概要	出題形式	正答率	無解答率
			本県(全国との差)	本県(全国との差)
中学校	来日する留学生に部活動についてのアドバイスを書く	記述	7.0(-0.6)	39.9(-2.4)
	食糧問題について書かれた資料を読み、その問題に対する自分の考えを書く	記述	9.9(-1.0)	26.0(-1.9)
	2つのピクトグラムの案を比較し、どちらがよいか理由とともに意見を書く	記述	1.8(±0.0)	7.4(-0.9)

(3) 児童生徒質問紙調査・学校質問紙調査結果の概要

①自己肯定感、挑戦心、達成感に関する状況

- ・「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれる」と肯定的に回答している子どもたちの割合が増加しています。
- ・「自分にはよいところがある」と肯定的に回答している子どもたちの割合が減少しています。

ア 自分にはよいところがある

- ・小中学生ともに、肯定的な回答割合が昨年度より減少し、小学生は全国を下回る状況が続いている。

	H28	H29	H30	H31
小学生	75.5(-0.8)	77.4(-0.5)	83.4(-0.6)	80.1(-1.1)
中学生	71.3(+2.0)	73.2(+2.5)	79.9(+1.1)	74.9(+0.8)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

イ 先生は、あなたのよいところを認めてくれている

- ・小学生は、肯定的な回答割合が昨年度より増加し、小中学生ともに、H28以降全国を上回る状況が続いている。

	H28	H29	H30	H31
小学生	83.8(+1.2)	87.2(+1.2)	86.4(+1.1)	87.8(+1.7)
中学生	79.6(+1.6)	82.2(+1.8)	84.2(+2.0)	83.1(+1.6)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。()の数値は、全国との差を示します。

ウ ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある

- ・小学生は、肯定的な回答割合がH28以降増加しています。小中学生ともに、H28以降全国を上回る状況が続いている。

	H28	H29	H30	H31
小学生	94.9(+0.5)	95.1(+0.3)	—	95.3(+0.1)
中学生	95.0(+0.7)	95.5(+0.8)	—	94.3(+0.4)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。()の数値は、全国との差を示します。

エ 先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれる

- ・中学生は、肯定的な回答割合がH28以降増加しています。小中学生ともに、H28以降全国を上回る状況が続いている。

	H28	H29	H30	H31
小学生	87.8(+3.0)	87.7(+2.6)	—	94.2(+2.5)
中学生	77.4(+3.3)	79.3(+3.8)	—	87.5(+2.9)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。()の数値は、全国との差を示します。

オ 難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している

- ・小学生は、肯定的な回答割合がH28以降増加しています。中学生は、H28以降全国を上回る状況が続いている。

	H28	H29	H30	H31
小学生	77.6(+1.5)	78.1(+0.7)	—	78.7(-0.3)
中学生	70.8(+1.2)	73.2(+2.2)	—	70.7(+0.4)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。()の数値は、全国との差を示します。

カ 学校のきまり（規則）を守っている

- ・小中学生ともに、肯定的な回答割合が昨年度より増加しています。中学生は、H28以降全国を上回る状況が続いている。

	H28	H29	H30	H31
小学生	91.8(+0.3)	92.8(+0.2)	88.6(-0.9)	92.0(-0.3)
中学生	95.9(+1.2)	96.5(+1.3)	96.0(+0.9)	96.9(+0.7)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。()の数値は、全国との差を示します。

② 生活習慣・学習習慣・読書習慣に関する状況

- 平日の学習時間において、全国との差が昨年度より改善しています。

ア 家の人との対話

- 中学生は、肯定的な回答割合がH28以降増加しています。小中学生ともにH28以降全国を下回る状況が続いています。

	H28	H29	H30	H31
小学生	78.2 (-1.0)	77.6 (-0.5)	80.0 (-0.5)	76.6 (-0.8)
中学生	73.7 (-0.4)	74.0 (-0.3)	75.4 (-0.6)	76.0 (-0.4)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

イ 平日の学習時間（1時間以上）

- 小中学生ともに、1時間以上学習する割合がH28以降増加傾向にありますが、全国を下回る状況が続いています。

	H28	H29	H30	H31
小学生	60.4 (-2.1)	61.6 (-2.8)	62.7 (-3.5)	64.2 (-1.9)
中学生	65.2 (-2.7)	66.5 (-3.1)	67.5 (-3.1)	67.5 (-2.3)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

ウ 家庭での学習方法等を、具体例を挙げながら指導（学校質問紙）

- 小学校では、肯定的な回答割合がH28以降増加しています。小中学校ともに、H29以降全国を上回る状況が続いています。

	H28	H29	H30	H31
小学校	91.9 (±0.0)	93.8 (+1.6)	95.7 (+2.4)	96.3 (+0.8)
中学校	86.2 (-1.6)	92.3 (+4.0)	94.9 (+4.7)	92.9 (+0.6)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

エ 授業時間以外の読書時間（平日10分以上）

- 小中学生ともに、10分以上読書をする割合が昨年度より減少し、H28以降全国を下回る状況が続いています。

	H28	H29	H30	H31
小学生	62.4 (-1.1)	61.8 (-1.5)	64.4 (-1.8)	63.9 (-1.8)
中学生	46.4 (-3.3)	47.7 (-3.7)	49.6 (-3.9)	45.5 (-4.9)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

オ 地域とのかかわり

- 小中学生ともに、地域行事への参加は、全国と比較して引き続き高い状況にあります。

	H28	H29	H30	H31
小学生	73.1 (+5.2)	68.3 (+5.7)	66.7 (+4.0)	74.1 (+6.1)
中学生	50.9 (+5.7)	47.2 (+5.1)	49.6 (+4.0)	56.8 (+6.2)

※数値は、肯定的な回答をした子どもの割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

③ カリキュラム・マネジメントに関する状況

- 各質問に「よくしている」と回答した学校の割合が増加傾向にあります。

ア 指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列している。(学校質問紙)

・小学校では、「よくしている」と回答した割合が昨年度より増加しましたが、H28以降全国を下回る状況が続いています。中学校では昨年度より減少し、全国を下回っています。

	H28	H29	H30	H31
小学校	14.5(-4.9)	17.1(-3.1)	26.2(-6.7)	27.8(-6.8)
中学校	17.6(+1.8)	14.6(-1.4)	28.5(+0.8)	25.3(-3.8)

※数値は、「よくしている」と回答した学校の割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

イ 教育課程表について、各教科等の教育目標や内容の相互関連が分かるように作成している。(学校質問紙)

・小学校では、「よくしている」と回答した割合が昨年度より増加しましたが、H28以降全国を下回る状況が続いています。中学校は昨年度より減少し、全国を下回っています。

	H28	H29	H30	H31
小学校	18.5(-6.0)	18.8(-6.1)	28.2(-7.9)	31.8(-5.3)
中学校	20.1(-0.7)	19.7(-1.5)	31.0(+0.3)	29.2(-2.0)

※数値は、「よくしている」と回答した学校の割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

ウ 子どもの姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のP D C Aサイクルを確立している。(学校質問紙)

・小中学校ともに、「よくしている」と回答した割合が昨年度より増加しましたが、H28以降全国を下回る状況が続いています。

	H28	H29	H30	H31
小学校	18.3(-7.9)	20.2(-8.7)	25.6(-9.2)	30.4(-6.9)
中学校	18.9(-4.3)	18.5(-6.8)	23.4(-7.3)	31.8(-2.1)

※数値は、「よくしている」と回答した学校の割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

エ 指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている。(学校質問紙)

・小中学校ともに、「よくしている」と回答した割合がH28以降増加しています。また、H30以降全国を上回る状況が続いています。

	H28	H29	H30	H31
小学校	32.5(+0.8)	34.0(-0.7)	42.8(+1.1)	49.0(+2.1)
中学校	15.7(-0.6)	15.9(-1.8)	28.5(+2.4)	31.2(+1.8)

※数値は、「よくしている」と回答した学校の割合を示します。() の数値は、全国との差を示します。

才 言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいる。(学校質問紙)

- ・小学校では、「よくしている」と回答した割合が昨年度より増加しましたが、H28以降全国を下回る状況が続いています。中学校では、昨年度より減少し、全国を大きく下回っています。

	H28	H29	H30	H31
小学校	34.9(-1.4)	34.3(-2.8)	36.6(-2.5)	39.3(-7.5)
中学校	22.6(-10.2)	26.8(-5.7)	32.9(-2.0)	31.8(-10.6)

※数値は、「よくしている」と回答した学校の割合を示します。()の数値は、全国との差を示します。

力 全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っている。(学校質問紙)

- ・小中学校ともに、「よくしている」と回答した割合が昨年度より増加しましたが、中学校は全国を下回っています。

	H28	H29	H30	H31
小学校	38.4(+3.7)	38.5(+4.1)	36.6(+0.7)	46.1(+3.2)
中学校	25.8(-1.8)	32.5(+4.9)	26.6(-3.0)	31.2(-4.4)

※数値は、「よくしている」と回答した学校の割合を示します。()の数値は、全国との差を示します。

(4) 課題

①学校全体での継続的な取組

- ・校長のリーダーシップのもと、全校体制で「学習の理解と定着」を図る取組が年間を通じて計画的に進められている学校では、その多くで改善が見られます。一方、取組が進められているものの、年間の改善サイクルが確立していなかったり、一部の学年のみの取組にとどまっていたりする学校では、改善が進みにくい状況にあります。

②文章を読み解く力・伝える力の育成

- ・国語では、書かれている内容を正確に読み取ることに、算数・数学では、文章や式を解釈し、説明する問題に課題があります。今後、文章を正しく読み解き、伝える力を育むことが重要となります。

③生活習慣・学習習慣・読書習慣について

- ・「学習習慣」(平日1時間以上学習している子どもの割合)については、本県の状況として改善が図られていますが、依然として全国平均を下回っていることや「読書習慣」(平日10分以上読書をしている子どもの割合)についても課題が見られることから、学習習慣・読書習慣の確立に向け、取組を進める必要があります。

3 令和元年度下半期の取組の方向性について

子どもたちや学校の状況をふまえた「取組の定着」が学校全体で図られるよう以下の取組を行います。

(1) 市町教育委員会との連携

平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査や平成31年度第1回みえスタディ・チェックの改善状況をふまえ、市町教育委員会と更なる連携を図ります。

①市町教育委員会訪問

- ・市町教育委員会を訪問(9月、12月、2月)し、市町としての課題および具体的取組方策とその進捗等を共有します。
- ・各市町教育委員会所管の小中学校の取組状況および具体的な支援内容について共有します。

②学力向上推進会議の開催(8月26日、2月中旬)

- ・8月26日の会議において、所管する各小中学校の課題と取組、課題の改善に向けた年度後半の具体的取組等を共有しました。
- ・2月の会議では、下半期の取組の進捗状況と、第2回みえスタディ・チェックの結果に見られる子どもたちの学習内容の理解と定着状況および課題の改善に向けた年度内の取組について共有します。

③市町教育委員会主催の研修会等における説明

- ・市町教育委員会主催の学力向上に係る会議や各学校の教員を対象とした研修会に、要請に応じて県教育委員会の指導主事等が参加し、取組内容等について説明します。

(2) 市町教育委員会と連携した学校支援(学校訪問)

学校の課題認識とそれに対応するための取組および「学習内容の理解と定着」の状況を学校・市町教育委員会・県教育委員会で共有し、学校の取組を支援していきます。

- ・学校訪問(9月、2月、翌年5月)では、校長等との懇談や、授業参観および授業者への指導助言を行います。
- ・校長等との懇談では、学校としての課題および今後の具体的取組内容、取組スケジュールを共有(9月)します。以降の訪問では、取組状況や「学習内容の理解と定着」の状況を共有します。

(3) 教育支援事務所による市町、学校の実情に即したオーダーメイドの支援

- ・所管している全ての小中学校の重点取組や課題を把握し、校長との懇談や授業参観、研修会等における指導・助言等をとおして、引き続き、各学校の状況に応じた支援を計画的に進めます。

(4) 効果的な少人数指導の推進

- ・効果的な少人数指導を推進するために、引き続き、実践推進校に学力向上アドバイザー等を派遣し、習熟の違いに応じた課題設定、児童生徒への支援の方法等の実践研究を進めるとともに、その成果を、授業公開を伴う研修会をとおして普及します。

(5) 経年的な課題の改善に向けた取組（「読み解く力・伝える力」の育成）

- ・文章を読み解く力の育成に向け、各学年の系統性を意識し、より効果的な指導が行えるよう、指導のポイント、たしかめプリントで構成した指導資料（「わかる・できる育成カリキュラム（読み解く力・伝える力編）」）を全小中学校に提供します。

(6) 学習内容の理解・定着状況を確認するための取組

①学Vivaセット（ワークシート）の提供

- ・分析結果をふまえ、課題に対する子どもたちの理解と定着状況が確認できるよう、当該学年で身に付けておくべき基礎からの標準的な問題を集めた学Vivaセットを全小中学校に提供（11月、2月）します。

②みえスタディ・チェックによる改善状況の確認

- ・1月実施分は、4月実施からの定着状況の確認や経年での比較検証ができるよう、これまでのみえスタディ・チェックや全国学調の問題と同一、同趣旨の問題を活用し作成します。

(7) 教員研修による「学力向上の取組の理解と活用」についての教員への周知

- ・新任管理職が増加する中、新任管理職研修に授業改善のマネジメント、教員の授業力向上に向けた指導助言方法などを取り入れます。
- ・若手教員も増加しており、めあて・振り返りの効果的な実施、子どもたちの課題に対応した授業づくり、教材の活用など、授業改善に向けたより実践的な取組を進めます。
- ・国の調査官を招へいした授業改善研修会（小学校国語・算数・理科、中学校国語・数学）を開催し、新学習指導要領に基づいた授業改善の視点や、効果的な少人数指導のあり方について学び、授業の質的向上を図ります。

II 小中学校新学習指導要領の実施に向けた取組

1 新学習指導要領

平成29年3月31日に学習指導要領が改訂され、新小学校学習指導要領は令和2年度から、新中学校学習指導要領は令和3年度から全面実施されます。

今回の改訂の基本的な考え方として、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成すること、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。また、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」や、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」などが改訂のポイントとして挙げられています。

2 新学習指導要領の円滑な実施

新学習指導要領の趣旨、内容等の周知・徹底を図り、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善など、新学習指導要領の円滑な実施に取り組む必要があります。

(1) 新学習指導要領の周知・徹底

新学習指導要領の周知・徹底を図るため、趣旨、内容等について説明した研修動画を作成し、公立小中学校等の全教員が県内教職員向けeラーニングシステム「ネットDE研修」により全面実施までに受講することとしています。

- ・小学校教員：令和元年度末までに全員受講
- ・中学校教員：令和2年度末までに全員受講

また、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるよう、市町教育委員会等への周知、支援を行っています。

(2) 道徳教育の充実

① 新学習指導要領の内容等

- 平成27年3月27日に学習指導要領が一部改正され、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が実施されています。
- 道徳の教科化では、いじめ等の問題への対応の充実や発達の段階をより一層ふまえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることとされています。
- 平成31年2月に実施した「三重県道徳教育推進状況調査」において、「授業の中で、学んだ道徳的価値を基に自分を振り返る活動を計画的に取り入れていますか」という質問に対して、ほとんどの学校が「十分に取り入れている」または「取り入れている」と回答しており授業改善が進んでいますが、「十分に取り入れている」と回答した学校は、小学校で51.7%、中学校で32.9%にとどまっており、今後も引き続き、より質の高い授業のための指導方法や、その評価方法について、さらに理解を図るよう取組が必要です。

- 授業の中で、学んだ道徳的価値を基に自分を振り返る活動を計画的に取り入れている学校の割合（平成30年度）

	小学校	中学校
十分に取り入れている	51.7%	32.9%
どちらかといえば取り入れている	47.2%	63.2%
あまり取り入れていない	1.1%	3.9%
全く取り入れていない	0%	0%

※「三重県道徳教育推進状況調査」から

② 主な取組

市町教育委員会の道徳教育担当者等を対象とした道徳教育推進会議などの研修や先進事例の研究・普及等に引き続き取り組むとともに、道徳科の指導方法や評価の方法について具体的な指導助言を行う道徳教育アドバイザーを学校等に派遣し、「考え、議論する道徳」の実現に向けて取り組んでいます。

○ 道徳教育アドバイザーの派遣

道徳教育アドバイザーを学校等へ派遣し、学校の教育活動全体で道徳教育を行うための体制整備のあり方や、「考え、議論する道徳」の授業の効果的な指導方法等について具体的な指導助言を行っています。また、アドバイザーの模擬授業や派遣した学校の授業を公開することにより、県内全体で「考え、議論する道徳」の推進に取り組んでいます。

道徳教育アドバイザー

・河合 宣昌…岐阜聖徳学園大学非常勤講師（三重県道徳教育推進委員）

※文部科学省道徳資料「私たちの道徳」作成委員

・柴田 八重子…愛知淑徳大学非常勤講師

※平成20年6月小学校学習指導要領解説道徳編作成協力者

・道徳教育アドバイザー派遣実績（9月末時点）

小学校12校18回、中学校11校18回、教育委員会主催研修2市2回

○ 先進事例の研究・普及

国の事業を活用して、実践推進地域等を指定し、市町教育委員会と連携して先進事例となる研究を進め、道徳科の公開授業研究会や道徳教育推進会議等において、事例や成果等について普及を行っています。

【実践推進地域】桑名市、四日市市、松阪市、名張市

○ 道徳教育推進会議

道徳科における指導と評価の工夫・改善等、道徳教育の充実に向けた取組について、情報交換および協議を行っています。

・第1回道徳教育推進会議 <7月11日開催>

【参加者】指導主事等 計24名

【内容】道徳教育指導者養成研修の情報提供、道徳教育アドバイザー河合宣昌先生による道徳科の指導方法と評価についての模擬授業を交えた講演

- ・第2回道徳教育推進会議 <10月25日開催予定>
 - 【参加者】指導主事、中学校の道徳教育推進教師等
 - 【内 容】道徳教育アドバイザー河合宣昌先生による中学校道徳科の指導方法と評価についての模擬授業を交えた講演
- ・第3回道徳教育推進会議 <2月4日開催予定>
 - 【参加者】指導主事等
 - 【内 容】県内の道徳教育の実践推進校等による取組の報告および協議、京都産業大学 柴原弘志教授による小中学校での道徳科の指導方法と評価についての指導・助言

(3) 英語教育の充実

① 新学習指導要領の内容等

- 小学校において、中学年で年間35単位時間の外国語活動が、高学年で年間70単位時間の外国語科が導入されます（令和2年度実施）。
- 平成30年度、令和元年度には、移行措置として、全ての小学校において中学年で年間15単位時間、高学年で現行の授業時数に年間15単位時間増加させた50単位時間の外国語活動が実施されています。
- また、各学校の判断により、移行措置に上乗せして、新学習指導要領に規定されている外国語科および外国語活動の授業時数および内容を指導することが可能となっています。
- 中学校では、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、基本的に授業は英語で行うことになります。

② 主な取組

小学校における外国語科および外国語活動の授業の充実や、中学校において「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の4技能5領域をバランスよく育成するための指導方法の工夫・改善に取り組んでいます。

<授業・指導モデルの構築・普及>

- 小学校英語教育の早期化・教科化に対応し、英語教育を効果的に行うことができるよう、平成30年度に実施したモデル校における、小中の円滑な接続のための指導体制、「読むこと」「書くこと」を含めた4技能5領域を扱った指導方法等についてまとめた実践事例集を、本年4月に県内の小中学校等に配布し、その成果の普及を図っています。

令和元年度は、平成30年度の実践を生かすとともに、小学校英語の指導・評価の方法について、モデル校（1校）を指定して実践研究を行い、その成果の普及を図ります。モデル校には有識者を複数回派遣し、授業参観をした上で、指導および評価のあり方の研究を進めます。また、3学期にモデル校公開授業と国調査官による講演を行い、実践研究成果の普及や、指導や評価に係る研修を行う予定です。

【モデル校公開授業】津市立南立誠小学校（2月20日実施予定）

- 中学校では、全国学力・学習状況調査の結果を受け、課題の見られた設問について指導のポイント・授業改善の取組を解説した資料および課題に対応したワークシート（学Vivaセット）を作成し、授業や家庭学習での活用を促します。
- 英語の目標を具体化した学習到達目標である「CAN-DOリスト」を4技能（5領域）に更新するよう各中学校等へ依頼するとともに、その活用を促します。

＜教員の指導力・専門性向上＞

- 小学校教員を対象に、新学習指導要領における小学校英語教育の趣旨・内容等の理解を図ったり、新学習指導要領に対応した小学校外国語教育新教材を使った模擬授業等を行ったりするなど、各種研修を引き続き行っています。
また、令和元年度は新たに全小学校から1名ずつの参加を求める悉皆研修を実施しました。文部科学省の視学官を招へいして指導のあり方や評価の方法について研修しました。
- 中学校英語科教員を対象に、全中学校から1名参加の研修講座で指導と評価方法についての研修（7月）や、大学教授を招へいした研修（8月に県内4会場にて開催）を行いました。
- 中学校教員を対象に、英語教育推進リーダーによる指導力向上研修などを引き続き実施するとともに、英語授業における英語使用や言語活動の充実を図るため、指導と評価の改善に係る研修を実施しています。また、各地域の実情に応じた英語地域強化研修（15ブロック）、言語活動のさらなる充実を図るための公開授業等を実施します。各種研修においては、授業改善のポイントを記載した資料について、一層の活用を進めます。
- 授業における言語活動の充実を通じた4技能5領域の育成、新学習指導要領にそった評価のあり方等に係わる研修や、市町教育委員会や学校のニーズに沿った研修を、引き続き企画・実施していきます。

＜人的支援＞

- 小学校教員が中学校英語免許を取得するための認定講習の実施
(平成29年度～令和元年度)
 - ・専門性の高い指導体制の確立を目的に、小学校外国語活動の指導において中心的な役割を担う教員に対して、小学校教員向けの免許法認定講習を実施。
(中学校教諭2種免許状、外国語(英語)の取得)
- 指導体制充実のための英語専科教員および非常勤講師の配置
 - ア 小学校英語専科
 - ・質の高い英語教育を行うことができるよう、英語力を有する英語専科教員14名を地域の拠点となる小学校に配置し、外国語活動および英語科の授業を行うとともに、新学習指導要領の完全実施に向け英語科における教材開発や先進的な授業実践を行っています。
 - イ 小学校英語指導対応非常勤
 - ・小学校教員が英語教育に係わる授業準備や研修を進められるよう、週8時間の非常勤講師153名を各市町の小学校に配置しています。
 - ・中学校英語科教員が小学校で英語科の授業を行うことができるよう、週8時間の非常勤講師20名を各地域の中学校に配置しています。

(4) プログラミング教育の充実

① 新学習指導要領の内容等

- 令和2年度から全面実施される小学校学習指導要領では、総則において、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することが明記されています。
- 小学校におけるプログラミング教育のねらいは主に次の3点とされています。
 - ・「プログラミング的思考」^{*1}を育むこと。
 - ・プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気付くことができるようになるとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと。
 - ・各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等での学びをより確実なものとすること。

(文部科学省『小学校プログラミング教育の手引（第二版）』平成30年11月 より)

^{*1} 「プログラミング的思考」とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していくべきか、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」と説明されています。

『小学校プログラミング教育の手引（第二版）』より

② 主な取組

○ プログラミング指導者育成研修

県内市町でプログラミング教育の普及推進を図る教員を育成する研修を実施しました。平成29年度からの3年間の研修によって、29市町の内、27市町でのべ93名のプログラミング指導者が育成され、各市町においてプログラミング教育の実践や公開授業を実施し、令和2年度の全面実施に向け準備を進めています。

○ 教員ICT活用指導力向上講習会

市町教育委員会と連携した講習会を、平成29年度からはプログラミング教育についての内容を取り入れて実施しています。プログラミング教育についての理解を図るとともに、プログラミング教育を実践できる教員の育成に取り組んでいます。令和元年度は、県内8地域で実施しました。

○ 「2019年度プログラミング教育明日会議」の開催<5月22日開催>

プログラミング教育必修化に向け、設備・機材の整備に関して校長・指導主事・財務担当への情報提供を図り、また各市町間でも活発な情報交換が行われました。

主催：特定非営利活動法人「みんなのコード」

後援：文部科学省・三重県教育委員会

対象：市町においてプログラミング教育に関し中核的な役割を担う校長、市町教育委員会のプログラミング教育担当者、市町教育委員会の財務担当者

○ 小学校プログラミング教育に関する教員用研修資料や指導資料の作成

ア 「ネットDE研修」

県内教職員向けeラーニングシステム「ネットDE研修」において「プログラミング教育一入門編一」（講師：奈良女子大学・駒谷昇一教授ほか）を配信し、教職員のプログラミング教育研修に役立てています。

イ 実践事例集

プログラミング指導者育成研修の受講者の実践事例集(97事例)を作成し、各市町教育委員会へ配付するとともに、小学校教員がダウンロードできるようPDFファイルで提供しています。

○ 小学校プログラミングの先進事例等の情報提供

プログラミング教育の授業への取組を支援するために、各市町教育委員会および各小学校等のプログラミング教育の実施に向けた取組状況や先進事例等について各市町教育委員会と情報共有します。また、国や県が提供している先進事例等の情報提供等を引き続き行なっていきます。

さらに、各市町においてプログラミング教育の授業に必要なICT機器等の整備が図られるよう、地方財政措置^{*2}について市町教育委員会に再度周知とともに、アンプラグド（コンピュータ等の機器を使わずにプログラミングの考え方を学ぶ方法）の授業や、現在の整備状況で取り組めるプログラミング教育についての情報提供も行ないます。

〔^{*2}文部科学省が策定した「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」（2018～2022年度）に基づき、ICT環境の整備充実を図るため、2018年度からの5年間、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられています。〕

8 三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について

これまでの教育改革推進会議および特別支援教育推進会議でいただいたご意見をふまえるとともに、次期「三重県教育施策大綱」、「みえ県民力ビジョン・第三次次行動計画（仮称）」、「三重県教育ビジョン（仮称）」との整合を図りつつ、別添のとおり中間案をまとめました。中間案の概要は以下のとおりです。

I 三重県特別支援教育推進基本計画の概要

1 改定の経緯および計画の期間

県教育委員会では、平成27年度から令和元年度までの5年間、三重県特別支援教育推進基本計画に基づき、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備、小中学校や高等学校等における特別支援教育の推進に取り組んできました。

「三重県教育施策大綱」、「みえ県民力ビジョン」、「三重県教育ビジョン」の方向性をふまえ、これまでの取組の課題に継続して取り組んでいくとともに、障害者差別解消法の施行や学習指導要領の改訂など特別な支援を必要とする子どもを取りまく状況の変化による新たな課題に対応した計画に改定します。

計画の期間は、「みえ県民力ビジョン」および「三重県教育ビジョン」の計画期間をふまえ、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

2 三重県の特別支援教育に係る状況

特別な支援を必要とする子どもたちが全国的な状況と同様に増加傾向にあります。特に、小中学校で通級による指導を受けている子どもや特別支援学級に在籍する発達障がい等のある子どもが増加しています。

第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

1 早期からの一貫した支援の充実

特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切に早期からの支援に取り組みます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に地域で豊かに暮らしていくことができるよう、さまざまな機会を通じて、特別支援教育についての理解啓発を図ります。

2 就学前の取組と就学先の決定

保護者が就学の仕組みについて理解し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場から、最も適切な学びの場について考えることができるよう、ていねいな情報提供を行うとともに、市町等教育委員会と連携し、本人・保護者の思いを尊重した適切な就学支援を行います。

3 支援情報の円滑な引継ぎの充実

支援情報が次の進学先等に確実に引き継がれ、切れ目ない支援を受けられるよう、情報引継ぎツールである支援情報ファイルの作成・活用を進めます。

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進

1 通常の学級における指導・支援の充実

特別な支援を必要とする子どもたちはどの学級にも在籍していることから、すべての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高め、特別支援教育の視点を取り入れた簡潔で具体的な説明や見やすい板書等、授業のユニバーサルデザイン化を進めます。

2 通級による指導・支援の充実

通級による指導を受けている子どもが増えていることから、地域の状況をふまえた適切な設置を進めるとともに、教員の専門性の向上を図るため、引き続き、通級による指導を担当する教員を対象とした研修を実施します。

3 特別支援学級における指導・支援の充実

特別支援学級で学ぶ子どもが増加しているとともに、障がいの状況や発達段階などが多様化していることから、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障がいの特性に応じた指導・支援を進めます。

4 小中学校における医療的ケアの支援の充実

医療的ケアを必要とする子どもが安全に安心して授業が受けられるよう市町等教育委員会は看護師を配置し、医療的ケアを実施しています。県教育委員会が実施する、学校勤務の看護師を対象とした研修会等への参加など、小中学校に配置された看護師のスキルアップを図ります。

第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進

1 特別な支援を必要とする生徒への対応

高等学校では、各校の特別支援教育コーディネーターを中心として、特別な支援を必要とする生徒の指導・支援に関する情報を校内委員会などで共有し、適切な支援を進めるとともに、卒業後の進路先に支援情報を円滑に引き継げるよう取組を進めます。

2 通級による指導

高等学校にはさまざまな課程や学科があることから、伊勢まなび高等学校での通級による指導の成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮して今後の設置を検討します。

3 入院している生徒に対する学習保障

高等学校に在籍する生徒が長期入院した場合の学習保障の仕組みを作るため、入院前、入院中、退院後の各段階における支援について、ＩＣＴ機器を活用した在籍校からの授業配信等の研究を進めます。

第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進

1 特別支援学校における指導の充実

特別支援学校では、卒業後の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の拠点として、障がい種別に応じた専門的な指導を行っています。引き続き、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。

2 キャリア教育の推進

特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と地域生活への円滑な移行をめざして、幅広い選択肢から希望する進路を選択できるよう、引き続き、農福連携の活用等、職域を拡大するための職場開拓を進めるとともに、幼稚部、小学部段階からの計画的・組織的なキャリア教育を推進します。

3 医療的ケアの取組の充実

特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが在籍しています。付添いに係る保護者の負担軽減や、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアへの対応、勤務する看護師の不安などの軽減のため、引き続き、相談できる医療的ケア指導医および指導看護師を配置し、安全で安心な医療的ケアを実施します。

4 交流および共同学習の充実

特別支援学校と地域の小中学校等の子どもが、お互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ機会として、交流および共同学習を進めています。地域の中で共に学ぶことでお互いの良さに気づくなど、理解がさらに深まるよう内容の充実を図ります。

5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組

南海トラフ地震等の発災が危惧される中、特別支援学校においては、地域の自治体等と連携した避難訓練やスクールバスの移動時の発災に備えた避難訓練等を実施します。また、障がい者スポーツや生涯学習等に取り組みます。

6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援

特別支援学校のセンター的機能を県内全域で展開し、各特別支援学校と小中学校等の連携をより深めた地域支援を進めます。

第V章 教員の専門性の向上

通級による指導を担当する教員等を対象にした発達障がいに係る研修の実施や、教員養成段階で特別支援教育に関する授業やケース検討が行われるよう、大学等との連携を深めます。

第VI章 特別支援学校の整備

東紀州くろしお学園の新校舎整備、かがやき特別支援学校の再編整備、松阪あゆみ特別支援学校の整備等、特別支援学校の大規模整備を行いました。

今後は、特別な支援を必要とする子どもたちの増加や各特別支援学校における課題等に対して、市町等教育委員会と情報共有を図り、地域の状況を考慮し、個別に検討します。

II 今後の策定スケジュール

令和元年 10 月から 11 月 パブリックコメント

12 月 第 4 回特別支援教育推進会議（最終案）

令和 2 年 2 月 第 5 回教育改革推進会議（最終案）

3 月 教育警察常任委員会（最終案）

9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)について

<県の評価等>

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司(鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③センター利用料金の収受等に関する業務 ④センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B			多様な創作体験活動メニューを利用者に提供するとともに、幅広い年齢層が利用できる主催事業(26事業)を実施しており、協定に定める20事業以上を実施している。新規事業(親子サバイバルキャンプなど4事業)を計画したことも評価できる。 また、施設の維持管理では、利用者からの意見や要望に即座に対応し修繕に取り組み、協定で取り交わした業務計画以上の修繕を実施するなど意欲的に対応できたと評価する。
2 施設の利用状況	A	A	-	-	勤務体制を平成29年度までの2交代制から3交代制に変更し、勤務時間を22時30分まで延長して施設利用者への対応可能時間を延長することで、利用サービスの向上に努めている。また、利用者満足度など独自の成果目標を設定し、達成に向け取り組んでいる。利用者からの指摘や提案などについて可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる点も評価できる。一方、閑散期の利用者の増大に向け、主催事業を行うなど改善に取り組んでいるが、さらなる改善の余地がある。
3 成果目標及びその実績	A	B	-		施設延利用者数については、成果目標73,300人に対して74,238人、定員稼働率も成果目標26.5%に対し26.7%となっており、ともに成果目標を達成できた。しかし、定員稼働率が平成27年度の実績(27.7%)を下回っている。

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ●各種キャンプ及び自然科学教室、伝統工芸品の創作体験プログラム等幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業の実施や、センターの魅力を伝えるセンターフェスタを地域の各種団体等と共に実施するなど、利用者サービスの向上と施設の周知拡大に努めている。また、秋から冬のイベントについて新規主催事業を実施し、閑散期の集客に向けた事業改善に努めた。 ●施設設備の維持管理については、専門性を必要とする管理業務や修繕は外部に委託して適切に安全管理を行うとともに、職員で対応可能なものは独自で修理するといった計画以上の修繕を行うなど経営努力をしている。 ●利用許可や料金収受に関する業務について、公正及び公平性の確保に留意し適切に行っている。また、指定管理者による独自目標として利用者満足度を掲げ、平成30年度は「満足」と「やや満足」の合計が、目標90%以上に対し、実績98.3%であり、目標を達成している。利用者アンケートの結果や利用者から直接聞き取った意見や要望をもとに、利用サービスの改善や施設機能の向上につなげている。 ●成果目標については、施設延利用者数、定員稼働率ともに目標数値を上回り、成果目標を達成することができた。 <p>このように、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。なお、施設設備の修繕については、引き続き経年劣化を適切に把握し、緊急度、影響度に応じて計画的に実施していただきたい。</p> <p>また、課題である閑散期対策として、複数の県立施設の指定管理者として長年培ってきた当該法人の知識や経験、情報を活かし、企業など様々な団体の集団宿泊研修の更なる誘致を期待したい。利用のない市町の教育委員会や特別支援学校、県立高校を訪問し、利用案内を行うなど青少年の利用の拡大も期待したい。</p>

<指定管理者の評価・報告書(平成30年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県体育協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・管理施設の利用及び指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の收受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施した。
- ・利用及び指導業務では、原則として宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用方法の説明を行った。指導面では利用団体の生活面だけでなく、センター職員が創作活動の講師等も行い研修活動を支援した。
- ・青少年又は青少年育成関係者への研修業務では、26の主催事業を開催した。小学生低学年から一般まで幅広い層にわたり、自然体験活動及び生涯学習の場の提供をすることができた。
- ・利用許可及び利用料金の收受等に関する業務では、利用許可の基準・利用料金の納入方法等を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。
- ・利用者アンケートで寄せられた意見や職員からの提案等対応可能な箇所から適宜対応を行うことで、施設の利便性向上を図った。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・平成30年度は総額8,559,367円の修繕を実施した。平成29年度と比較すると約100万円減額となった。対応可能な箇所は職員が修理して修繕費の支出を抑えた。指定管理者選定の際の提案時より修繕費の支出実績が増加している要因は、老朽化が進む中で、雨漏り修繕、小浴場シャワー配管からの漏水や空調設備の突発的な故障など当初予定していなかった箇所の修繕等突発的な故障対応を行ったことによる。
- ・大規模な修繕が必要となる箇所のリストを作成し、三重県教育委員会と情報共有を行っている。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。多くの人が平等に利用可能であるようユニバーサルデザインに努めた。
- ・次世代育成支援の一環として、文化室について利用者の希望に応じて託児室として貸出できる体制を確保した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開については、平成12年度に「公益財団法人三重県体育協会情報公開実施要領」を策定しており、これに基づき対応を行っている。
- ・個人情報については、平成17年度に「公益財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」を策定しており、これに基づき個人情報の取扱いを行っている。また、個人情報保護方針のホームページ掲載や館内掲示、申込書等には、個人情報の取扱を明示している。施設内での個人情報が掲載された申請書等は、外部へ漏洩しないように保管ロッカーは施錠し、職員一同で厳重に注意し、保管・管理を行っている。
- ・平成30年度における情報開示請求ではなく、個人情報の漏洩もなかった。

⑤ 平成30年度の会計処理

- ・平成30年度決算においては、流動資産から、設備投資や突発的な修繕に備える施設管理運営資産へ21,954,000円を積み立てました。その結果、その他支出が増加しました。

⑥ その他の業務

- ・津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、桑名市の市立小中学校及び鈴鹿市内各企業等あてに利用依頼文書と資料を配布し、利用促進を図った。

(2) 施設の利用状況

〈目標〉	〈実績〉	
施設延利用者数	73,300人	施設延利用者数
定員稼働率	26.5%	定員稼働率

施設利用許可是、基本協定書第9条に基づき定めた利用許可基準を設けて許可判断を行い、平成30年度は不許可となる事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

- ・センターで独自に定めた平成30年度の目標施設利用料42,400千円に対して、平成30年度実績は45,439千円となり、目標値から3,039千円増となった。
- ・利用料金の免除
保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合は、引率指導者は被引率料金とし、研修室料金の免除を行った。また、学校行事の場合を除き、3歳以下の乳幼児利用は免除とし、平成30年度の利用料金免除額は1,318,050円となった。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	66,669,000	60,082,000	事業費	5,343,301	3,553,156
利用料金収入	41,710,956	45,439,233	管理費	100,710,838	98,987,073
その他の収入	5,461,926	5,652,601	その他の支出	2,512,279	23,609,477
合計 (a)	113,841,882	111,173,834	合計 (b)	108,566,418	126,149,706
収支差額 (a)-(b)	5,275,464	△ 14,975,872			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	1,318,050
---------	-----------

4 成果目標とその実績

成果目標	施設延利用者数	73,300人
	定員稼働率	26.5%
成果目標に対する実績	施設延利用者数	74,238人
	定員稼働率	26.7%
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は全国高校総体等全国大会の開催に伴う大口の宿泊利用団体の増加等により成果目標は全て達成することが出来た。 県内の小中学校利用も増えてきていることから、繁忙期以外の利用提案も含め利用促進先の拡大を検討していく。 継続して実施している事業の見直しや新規プログラムの検討及び試行を行い体験活動の機会を出来る限り提供できるようにする。 	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 第2期指定管理者から継続している交代制勤務の勤務時間を19時15分から22時30分まで大幅に繰り下げ、利用者への対応可能時間を延長することで利用者サービスの向上に努めた。 施設維持管理では、施設設備の老朽化にともなう破損、故障等あるものの運営に重大な影響を及ぼすことのないよう早期の修繕や利用室の入れ替え等の対応をした。また、サービスを低下させない範囲で利用団体に対して省エネの呼びかけを行うとともに、利用団体がいない日は館内消灯と空調停止を行って省エネと経費削減に努めた。 H25年度に発足した三重県青少年施設協議会の事業として、3施設合同のイベントを継続して開催(子ども体験遊び「リンピックinみえ」)するとともに研修会を開催し、職員間の交流を図って職員の資質向上を図った。 大規模な修繕等の一部について、利用者アンケートの結果も踏まえ、宿泊室エアコンの一部更新を行い、ハード面の充実に努めた。
2 施設の利用状況	A	A	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊利用に関しては、利用者アンケート等の意見や要望について対応可能な箇所から随時対応し、また、職員が利用者の視点に立って事前準備を行い、活動しやすい施設を提供することを心がけた。このことによりサービスの向上につながり、利用者の定着化を図ることができた。 日帰り利用に関しては、音が出ることから会場確保に苦慮している音楽系団体の利用についても、他団体に影響の出ない範囲で受入を行い、定期的に利用する団体の増加を図った。 開散期にはスポーツ合宿の受入を行うことができるよう本協会指定管理施設三重交通Gスポーツの社鈴鹿との調整や、本協会所有施設のスポーツマンハウス鈴鹿との情報共有を図り、受入の促進を図った。 毎年開催されるイベントのスケジュールが変わると宿泊人数の大幅な増減が出やすいことからイベント情報を事前に入手し対策を講じていく必要がある。
3 成果目標及びその実績	A	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は全国高校総体等の全国大会の本県での開催により大口の宿泊利用団体が増加したものの、結果として利用人数、定員稼働率ともに前年度並みに留まったが、成果目標については達成することが出来た。 少子化が進み、継続して利用する学校の集団宿泊利用人数が減少していることを踏まえると、鈴鹿市及び近隣市町の未利用学校及び地域で活動する団体や企業の受入を行うことで利用者の確保に努めたい。

※評価の項目「1」の評価：
「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none">・第4期指定管理者として、職員のサービス意識やコスト意識が向上し、各職員が自らの役割を認識した上で利用者に対して接している。・経費を抑制するためには、専門的な場合を除き、可能な限り職員や設備管理員で対応を行う必要がある。ここ数年そういった意識が職員に定着し、空き時間等を活用して簡易な修繕などを行っている。・社会教育施設という役割もあるが、サービス業である宿泊施設という意識が出てきたことで、利用者が使いやすい施設提供を心がけて業務を行ない、前年度並みの利用人数、定員稼働率を達成した。
--------	---

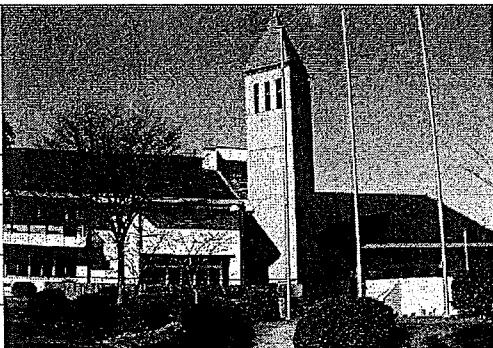
参考

鈴鹿青少年センターについて

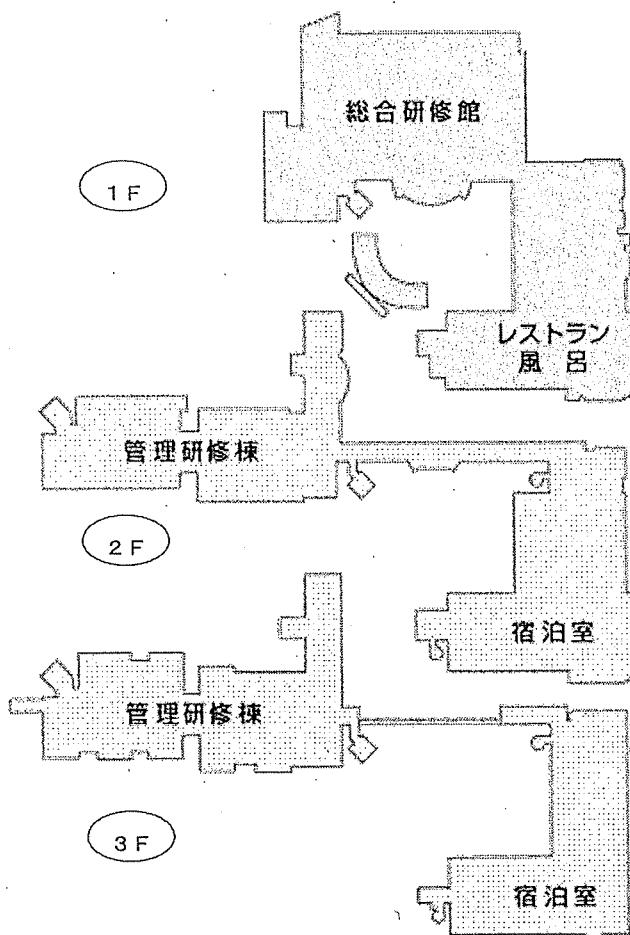
1. 目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	鈴鹿市住吉町南谷口	
開始年	昭和 60 年	
構 造	鉄筋コンクリート造等 3 階建て等	
宿泊定員	368 名	
延床面積	6,477.07 m ²	
土地面積	20,070.08 m ²	
指定管理者	公益財団法人 三重県体育協会	
指定管理導入	平成 18 年度～ 現在 4 期目(平成 30 年度～令和 4 年度)	

3. 施設設備内容



管理研修棟	事務室・所長室・会議室・保健室・文化室・宿直室・創作室・OR 室・大研修室・研修室・談話コーナー
宿泊サービス棟	食堂・ホール・大浴場・小浴場・身体障害者用浴室・談話コーナー・宿泊室(和室、洋室)・リーダー室
総合研修館棟	エントランスホール・ステージ・フロア(テニスコート1面、バレーコート2面、バドミントンコート3面)
その他(屋外)	野外ステージ・つどいの広場・駐車場
主な備品	ピアノ・電子オルガン・ビジュアルプレゼンター・パソコン・プロジェクター・オリエンテーリング用具・野外炊飯用具一式・キャンドルサービス用具・天体望遠鏡・各種スポーツ用具など

4. 利用実績(第3期)

(第3期)	成果目標	H29	H30
延利用者数	73,300人	74,400人	74,238人
定員稼働率	26.5%	26.7%	26.7%

定員稼働率:	
延宿泊者数	$\times 100$
宿泊定員 × 開所日数	

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料(1人1泊)												体育館(総合研修館)			研修室		
	県内		県内(11月～2月)		県外		県外(11月～2月)		通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位				
	青少年	その他	青少年	その他	青少年	その他	青少年	その他										
	小中以下	高校等	小中以下	高校等	小中以下	高校等	小中以下	高校等										
鈴鹿青少年センター 宿泊定員368名	510	920	1,540	310	620	1,030	1,030	1,850	3,080	620	1,240	2,060	1,850	920	1時間 当たり	1,110	550	1時間 当たり

6. 主な主催行事(平成30年度分)

(計26事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
単級学級学校交流会	希望学校	146名	単級学級の学校同士が野外炊飯や創作活動を一緒に行い、友好、交流を深める。
レッツチャレンジ 2018 ・野外炊飯・創作活動 ・カヤック体験・テント泊 ・星空観察	小学5年生～中学2年生	29名	自然の中で異年齢の子どもたちが共同生活をしながら感動ある体験を通して、自然のすばらしさを知るとともに、自然に対する理解や愛情を育み自己肯定感の向上を図る。 (3泊4日)
大人の学校シリーズ ・そば打ち・ウォーキング ・篆刻と水墨画	成人	延140名	各分野の講師を招き、様々な生涯学習の機会を提供する。(全4回)
センターフェスタ ・創作体験 (キーホルダー作り、木工等) ・熱気球体験 ・バルーンアート教室 ・カレーバイキング 等	イベント来場者	3,969名	年に1回の施設開放イベントとして、様々な体験ブースを設けPRを図る。三重県青少年教育施設協議会の施設等様々な関係団体や、青少年センターの利用団体の協力を得て実施する。
キッズチャレンジスポーツ	小学校	延612名	小学校低学年を対象にスポーツに触れる機会を提供するとともに、地元のスポーツクラブの協力を得てハンドボール教室を行った。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家（熊野市金山町1577番地）
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 小川 貴弘（熊野市井戸町653-12）
指定の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の収受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B			地域の豊かな自然等を活かした、「星空観望会」、「挑戦！ロングキャンプ」等様々な主催事業(26事業)を実施しており、基本協定に定める20事業以上を実施するとともに、「市民健康スポーツ祭(ニュースポーツ体験)(紀南レクリエーション協会)」、「南紀熊野ジオパーク見学会(熊野里山会)」等、関係団体との共催事業を15事業実施するなど施設周知と利用拡大に努めている。 また、新しい事業「夜の森ウォッチング」の開発及び自然の家会員向けにメールマガジンを発行するなど、リピーターの維持に努めている。 施設の維持管理については、優先度を定めた効率的な修繕計画に沿った修繕を行うとともに、職員で対応できる修繕は自分たちで行うなど、経費削減に取り組んでおり、協定で取り交わした業務計画を順調に実施出来たと評価する。
2 施設の利用状況	B	B	—		職員の対応満足度など独自の成果目標を設定し、達成に向けて努力している点や、利用者からの指摘や提案などについて可能なものは直ちに対応するよう努めている点、開所日の拡大に取り組むなど、利用者サービスの向上に取り組んでいる点を評価する。
3 成果目標及びその実績	B	B			施設延利用者数については、成果目標27,500人に対し28,011人、定員稼働率も17.0%の目標に対し、17.6%となっており、成果目標は達成できた。

※「評価の項目」の
県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ●野外活動等の体験プログラムや「親子DEキャンプ」及び「アサギマダラを見に行こう」など小学生から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業を開催している。また、子ども遊びの日や「那智黒碁石祭り」地域の各種団体と連携した共催事業も随時実施し、施設周知と利用者拡大に努めている。 ●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。特に野外遊具など利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは最優先で修繕を行うなど安心して利用できる環境整備を行っている。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。 ●利用者への対応は、利用許可や料金収受に関する業務を適切に実施し、公正及び公平性の確保に努めるとともに、独自の成果目標(職員の対応満足度など)を設定し達成に向けて努力している。 ●「危機管理マニュアル」「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員に携帯させるとともに、防災研修(AED取扱を含む)を実施し、職員の危機管理意識の向上を図っている。また、職員の資質向上に向けて、三重県青少年施設協議会等の各種研修会に参加した。 ●成果目標については、施設延利用者数は目標よりも511名多く、定員稼働率についても、0.4ポイント高く、当初の目標を達成できた。
	このように、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。今後も、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組みながら、利用者サービスの向上と利用者拡大に引き続き取り組んでいただきたい。また、閑散期対策として、平日を利用した主催事業の展開や、スポーツクラブ、文化クラブの合宿をはじめとして集団宿泊研修の更なる誘致を期待したい。

<指定管理者の評価・報告書(平成30年度分)>

指定管理者の名称: 有限会社 熊野市観光公社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- 青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- 利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。
- 主催事業及び共催事業では、「挑戦！ロングキャンプ」、「ふれあいファミリー農園」、ニュースポーツ及び冠大会等を開催、共催し、幼児から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習を実施した。また、昨年度に引き続き「英語に親しもう」を開催し、募集するとともにALTスタッフとも交流する場を設けた。
- 利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。
- 「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校40校へ配布し、施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信とメールマガジンの配信を行った。また、地元CATV等を活用して主催事業のPRを積極的に行ったり、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらないく熊野少年自然の家の今>を伝えるなど情報発信の充実に努めた。
- 鈴鹿青少年センター、四日市市少年自然の家とともに3団体で職員の研修会を実施するとともに、相互事業間交流(オープンデー等)、運営方法について情報交換を行うことで、職員の自己啓発にもつながった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 利用者アンケートに寄せられた意見や職員の提案等により施設改善を実施した。
- 平成30年度の修繕費の支出額は6,265,320円を要したが、老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施した。本年度においては、研修室修繕等を中心に改善し、整備した。また、例年どおり緊急性を要するボイラー等の物件については、速やかに修繕を実施した。
- 修繕計画を立て、大規模修繕については、県に協議報告するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。
- 平成31年度においては窓ガラス飛散防止フィルム取付や、施設の裏側通路の舗装工事等計画しているところである。

③県施策への配慮に関する業務

- 地元中学校2校の「職場体験活動」への協力依頼を受け、生徒4名を施設に受け入れ、自然の家の日常的な仕事を体験させた。
- 鈴鹿青少年センターへの協力事業として「センターフェスタ」また、四日市市少年自然の家の協力事業として「四日市市少年自然の家森のオープンデー」に参加するとともに、当施設が開催した「オープンデー」にも2団体に参加いただき3施設間の連携を強めた。また、3団体、各々の施設において「遊びリンク」を開催し賑わいを見せた。
- 「第24回中部広域観光フォーラム」(東京都)に参加し、教育旅行担当者に施設のPRを行った。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- 平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。なお、平成30年度においては、開示請求及び情報漏えいはなかった。
- 三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

- 特になし

(2) 施設の利用状況

<設定目標>		実績	
延施設利用者数	27,500名	延施設利用者数	28,011人
定員稼働率	17.0%	定員稼働率	17.6%
・施設利用者の受入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例及び三重県立熊野少年自然の家条例に基づき適正に処理した。平成30年度は、不許可となる事例はなかった。			

2 利用料金の収入の実績

・利用料金収入目標額6,223千円に対し、平成30年度実績5,208千円であった。
・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額293,760円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	42,510,000	42,267,000	事業費	2,180,583	2,262,861
利用料収入	5,231,593	5,208,718	管理費	43,703,970	43,426,648
その他の収入	260,939	291,802	その他の支出	2,095,543	2,074,998
合計 (a)	48,002,532	47,767,520	合計 (b)	47,980,096	47,764,507
収支差額 (a)-(b)	22,436	3,013			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	293,760
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数	27,500人
	定員稼働率	17.0%
成果目標に対する実績	延施設利用者数	28,011人
	定員稼働率	17.6%
今後の取組方針	少子・過疎化の影響もあり、施設の設置目的である小中学校の「集団宿泊研修」も年々減少の傾向にあるので、広く県内外からの誘致を図るとともに、平日を利用した主催事業の展開も視野に入れて、高齢者向けの事業も考案していきたい。また、連携団体とともに、この地域の持つ文化や歴史、豊かな自然の魅力を発信し利用者拡大に繋げていきたい。	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B	「利用者アンケート」で指摘された意見等があれば、事業実施に関するものは、指導系職員を中心に内部で検討し、改善できるものは直ちに着手するとともに、施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等については、なるべく外注せずに自分達で行うなどコスト削減に努めた。ただし、昨年同様、専門性を要する事業については、外部委託とした。また、施設の情報発信として、自然の会員登録者制度を利用し、当該会員向けにメールマガジンを発行するなどリピーターの確保に努めた。今後も会員増強に向けてPRを展開していきたい。スタッフブログにおいては、実施した主催、共催事業の活動報告を掲載し、今後の参加を呼び掛けた。
2 施設の利用状況	B	B	県内の小中学校による「集団宿泊体験研修」を中心に、スポーツ・文化クラブの合宿の拠点として活用された。また、遠足の目的地として利用する小学校も増加している傾向にある。主催事業においては、幼児から一般まで幅広い層が参加可能な事業を行うとともに、地域団体やALTスタッフと連携して、野外炊事場、芝生広場等を開放して利用者の交流の場を設けるとともに「オープンデー」を開催し、広くPRに努めた。
3 成果目標及びその実績	B	B	成果目標 延施設利用者27,500人に対し28,011人 定員稼働率17%に対して17.6%だった。

※評価の項目「1」の評価 :	[A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
	[B] → 業務計画を順調に実施している。
	[C] → 業務計画を十分には実施できていない。
	[D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
※評価の項目「2」の評価 :	「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
	「B」 → 当初の目標を達成している。
	「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
	「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
総括的な評価	・成果目標で定めた延利用者数及び定員稼働率は大変厳しい中(屋上屋根防水工事 11/20～12/20の1か月間施設の稼働を停止した)なんとか達成することが出来た。本年度においても達成を目指して取り組んでいきたい。 令和元年度成果目標 延施設利用者数27,500人 定員稼働率 17.0%
	・主催事業の開催にあたっては、平成25年度から実施している東紀州エリア、隣接する和歌山県新宮市内の小学校へのチラシ配布を継続するとともに、ZTV等のメディアを通して募集活動を行った。また、応募過多の事業「そば打ち体験」については講師と協議し、二度の開催を実施した。昨年度に引き続き「英語に親しもう」としてALTスタッフと児童との交流の場づくりを行った。
	・市、県及び地域の連携団体と協力して事業を展開した。開催事業を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めた。
	・「利用者アンケート」を入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や昼休みの消灯等徹底したコストの削減を行った。
	・施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけるよう営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。 また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。
	・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。本年度においては研修室床修繕を実施した。また、31年度においては、窓ガラス飛散防止フィルム取付工事等を予定している。
	・利用者の安全確認のため、「危機管理マニュアル」、「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることができるよう心がけるとともに、防災研修(AED取扱含む)を実施した。また、職員の資質向上に向けて各種研修会に參加した。

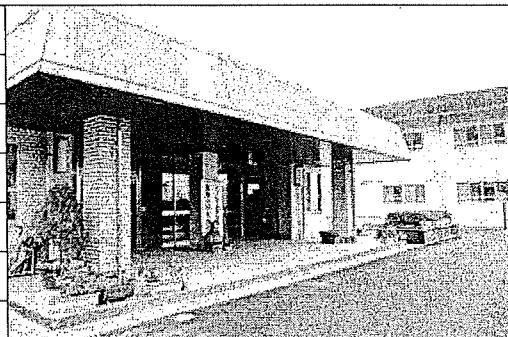
参考

熊野少年自然の家について

1. 目的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

2. 施設の概要

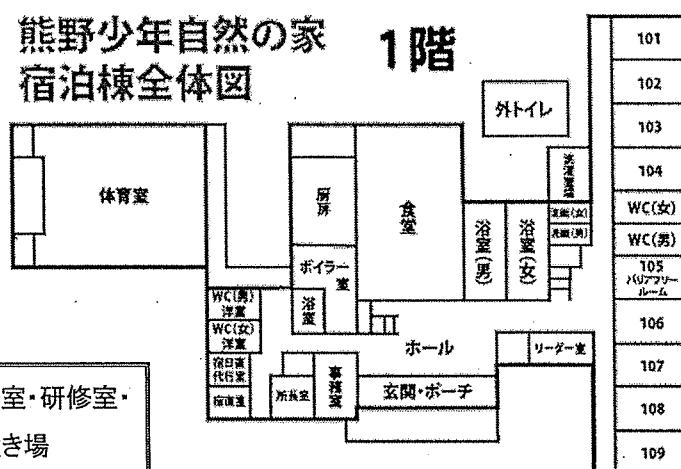
所在地	熊野市金山町 1577	
開始年	昭和 52 年	
構 造	鉄筋コンクリート造等 2 階建て等	
宿泊定員	200 名	
延床面積	2,544.30 m ²	
土地面積	20,375.08 m ²	
指定管理者	有限会社 熊野市観光公社	
指定管理導入	平成 22 年度～ 現在 3 期目(平成 30 年度～令和 4 年度)	

3. 施設設備内容

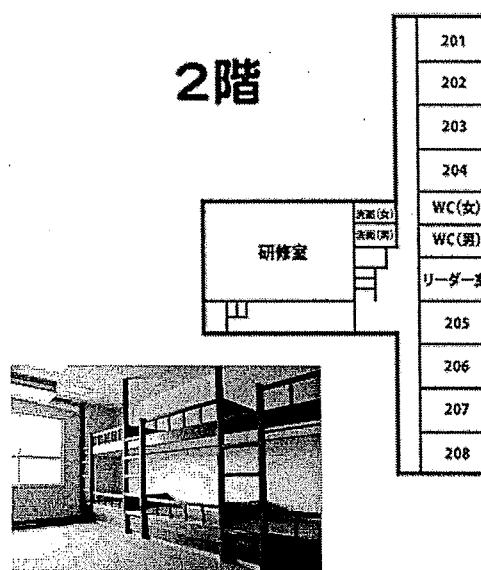
宿泊棟	玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場
野外の施設	天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋
その他(屋外)	フィールドアスレチック・ふれあい広場・駐車場
主な備品	プロジェクター・卓球・バドミントン・ペタンク・ニチレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ユニカール・キンボール・フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊事道具一式・天体望遠鏡(口径45センチ・13センチ)双眼鏡・実体顕微鏡



熊野少年自然の家
宿泊棟全体図



2階



4. 利用実績(第2期)

	成果目標	H29	H30
延利用者数	27,500人	27,748人	28,011人
定員稼働率	17.00%	17.2%	17.6%

定員稼働率	
延宿泊者数 宿泊定員 × 開所日数	$\times 100$
※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと	

5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料(1人1泊)						体育館(総合研修館)			研修室								
	県内		県外				通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位						
	青少年		青少年		その他													
	小中以下	高校等	小中以下	高校等	その他													
熊野少年自然の家 宿泊定員200名	270	270	750	270	270	750	320	160	1時間当たり	170	80	1時間当たり						

6. 主な主催行事

(年間 26事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
ホタル観察会	自由	100名	ホタルを観察しその姿を楽しみつつ、自然保護の大切さについて参加者で考える
星空観望会 (6回開催)	自由	157名	季節の星空や天の川、そして月や惑星などの天体を口径45cmの天体望遠鏡を使って観察する
渓流で遊ぼう!	自由	22名	熊野山間部の渓流に行き、親子で渓流釣りやカヤック、水泳を行う
挑戦!ロングキャンプ	小学4年生以上	35名	自然の中で、4泊5日のテント生活をしながら、海や川で水遊びを体験し、自然とふれあい自然についてみんなで深く考える学習
びっくり化石発掘会	小学生以上とその保護者	36名	太古の生き物についての関心を高めるとともに、身のまわりのモノや現象を注意深く観察することの大切さを学ぶ
野外料理教室	小～中学生の親子	154名	自然の中で、親子で協力しながら、料理をするとともに、他の参加者との交流の輪を広げる(年4回)

10 三重県総合教育会議の開催状況について

1 令和元年度第2回総合教育会議

(1) 開催年月日 令和元年6月27日

(2) 出席者 知事、県教育委員会（教育長、教育委員4名）

(3) 協議事項 ① 三重県教育施策大綱に基づく取組の振り返りについて
② 次期「三重県教育施策大綱」基本方針（案）について
③ いじめの防止について

(4) 主な意見（○：教育委員会、●：知事）

①三重県教育施策大綱に基づく取組の振り返りについて

- 教育の原点である家庭教育の中で、妊娠期の産前産後におけるサポートの取組は大切であり、児童虐待の防止にもつながると考える。
- 発達障がいの子どもたちのケアに関しては、乳幼児の時期から学齢期に向けての橋渡しの部分が大事である。
- 若者の県内定着について、高校と大学の連携した取組をより展開させているとよい。
- 以前は、学校が地域づくりの核となっていたが、今、学校がその役割を果たせていないのではないか。地域における学校の役割・位置づけが明確になっていない。
- 地域への定着については、子どもの頃から三重を愛する心を育むことが大切である。
- 発達障がいの子どもたちの「CLM(Check List in Mie)」と「パーソナルカルテ」との連動が重要である。これに限らず部局横断した連携が必要である。

②次期「三重県教育施策大綱」基本方針（案）について

- 子どもたちが、自ら主体的・積極的に考え学んでいく（アクティブ・ラーニング）ような教育の視点が入っていない。
- 基本方針「新しい時代を『生き抜いていく力』の育成」について、自立と共生の力だけではなく、創造し、工夫し、共に創りあげていくような力の育成を入れてはどうか。
- ふるさとに関する教育についての記述が少ないので、「この地で生き抜いていく」といった表現を入れてはどうか。
- アクティブ・ラーニングの視点について、失敗しても挑戦する、壁があつても多様な人と話し合い、自分達で考えながら乗り越えていくための取組について、しっかり記述したい。
- 子どもたち自身が主体的に学ぶことは極めて大事であるので、次期の大綱に反映していく。

「この地（三重県）で生き抜いていく」という主旨も、大変良い事である。この地でずっとということだけではなく、一度、大学入学等で県外に出て、また三重県に戻ってくることも含めて、この地で生き抜いていってほしい。

③いじめの防止について

- いじめは、認知件数が少ないことが問題であり、軽微なものでも丁寧に拾って、解消率を高めることが大切である。
県民総がかりでの取組はとても良い。学校との関わりを積極的に持とうとしない保護者への啓発を進めてほしい。
- 保護者への啓発も含め、社会総がかりの取組は、いじめ防止応援サポートの一の増加を図るなど、事業者を巻き込むとよい。
- 学校への相談をためらう保護者がいることも考えられることから、学校以外の相談窓口があることも大切である。
- いじめの認知件数が平成 28 年から減少していることから、些細なことでも報告することが大切であることを、改めて学校に周知していく必要がある。
- いじめは認知件数が決定的に重要であると認識している。全国的に認知件数が増加する中、三重県の小学校の件数が減少するとは考えにくい。軽微なことでも認知することの大切さについて、遺漏なく引き継がれる仕組みをつくってほしい。
事業者との協働は重要であり、地域で活動している団体などへの声かけから始めるなど、戦略的に展開してほしい。

2 令和元年度第3回総合教育会議

- (1) 開催年月日 令和元年8月21日
- (2) 出席者 知事、県教育委員会（教育長、教育委員4名）
- (3) 協議事項 ① 学力向上について
② 幼児教育について
③ 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実について

- (4) 主な意見（○教育委員会、戦略企画部、●：知事）

① 学力向上について

- 丁寧な指導や指導主事による学校訪問など、学力向上に向けた取組を地道に続けてきた結果が学力向上として現れたのではないか。
学校全体での学力向上に対する指導体制の整備により、無解答率が低下するなど、非認知的な能力である頑張る力が高まったことなどが考えられる。これらの取組を継続することが大切である。
- 子どもたちは、何のために勉強するかが分かれば、主体的に学び出す。社会とつながった課題解決型学習等が子どもたちのキャリア形成において有効である。
- 少人数教育や学校訪問などの取組が学校間格差を是正することにつながったと考えられる。学力向上の取組をさらに広める契機とすべきである。
- 校長の指導による学校マネジメントの取組により、PDCAサイクルを回し改善につなげることが大切である。
- 就学前の早い段階から、非認知能力育成につながる教育がより求められる。
- 子どもたちの頑張りがよい結果につながったという事実を、広く県民の皆さんに知ってもらうことが大切である。

教員が子どもたちに向き合うための時間や授業改善の時間を確保できるよう、新しいテクノロジーを活用して、調査の結果や傾向をより深く分析し、改善に生かせるような仕組みを考えてほしい。

② 幼児教育について

- 幼小の連携、地域との連携について、幼稚園、認定こども園、保育所の枠組みを超えて取り組む必要があり、組織を一元化した体制について、考えるべきではないか。
- 幼児教育において必要とされるのは、家庭環境を整えることである。生活の基礎的な面など、親も一緒に学ぶ、親の教育も必要である。
- 親も徐々に自分の子育て方法が確立していく。子どもが小中学生になってから、読書習慣をつけさせるとか生活習慣の改善を促すのは難しいので、親の教育は、親になったばかりの幼児教育の段階で行うべきである。
- 非認知能力については、自分自身の経験からも大切なものと考えており、その面からも幼児教育の重要性は感じている。

- 組織の一元化については、権限面や市町との役割分担などもあり難しい部分がある。それぞれ所管している範囲をより良くするという観点から取り組んで欲しい。

外国につながる子どもたちについては、三重県は公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒の割合が全国で一番高い状況にあり、プレスクールの実施により学校教育につながるという成果が松阪市などでも現れており、環境生活部ともよく連携して取り組んで欲しい。

③地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実について

- 他県等から三重の大学に入学したいと思われるよう県内大学等の魅力の発信について工夫すべき。高校生の時に魅力的な地元企業を知る機会をつくる必要がある。
- 地方でもスマートに生きていいける、十分仕事ができる、自然も満喫できる、こうしたライフスタイルを築けることを示すことも必要である。
- 就職のミスマッチを防ぐためには、インターンシップが有効である。地域ビジネス創出プロジェクト（S B P）は、ビジネスの観点を取り入れることで、地域の実態を知ることができるとともにビジネスの難しさやお金の価値を学ぶことができ、生徒の成長の場として有効である。
- 若者の県内定着は 30 年以上前からの三重の課題であり、三重大学人文学部や近年の大学設置によって、三重の教育がどのように変化したのか評価する時期である。

就職については、家からは通勤したいが、就業先は名古屋でも津でもいいという学生が多い。県内企業の魅力が伝わっていないと思うし、三重の魅力を知らないまま大人になっている。

- 高校生が進学先を決める際、父母や教員に相談しても、最後は自分で意思決定するよう育ってほしい。
- 若者は都会志向ではあるが、地域の中で、地域に貢献して生きていくという選択肢を高校生までに提示することが重要であり、努力していきたい。
- 行政も、企業も、大学も、若者の目線に合わせた情報提供や、アクションを起こす必要がある。そうしないと伝えているつもりでも、伝わっていない。これまでの取組が当たり前と思わず、「しつこさ」と「こだわり」を持って取り組むことが必要である。

3 令和元年度第4回総合教育会議

- (1) 開催年月日 令和元年9月13日
- (2) 出席者 知事、県教育委員会（教育長、教育委員4名）
- (3) 協議事項 ① 次期「三重県教育施策大綱」中間案について
② 英語教育について
③ プログラミング教育について

(4) 主な意見（○：教育委員会、●：知事）

①次期「三重県教育施策大綱」中間案について

○ 「生き抜いていく力」は、国においても「学びに向かう力」とともに大事なものと考えられている。たくましく生きていくってほしいという願いが込められている。未来像が描きづらい時代に一人ひとりが自己実現をしていくため、「新しい時代を『生き抜いていく力』」というのはとても良い。核となるのが、「自立」と「共生」の力であり、「共生」の中に「創る」という言葉が入っている。

「学びに向かう力」や「生き抜いていく力」は、幼少期から育んでいくことが大事である。

○ 県民の皆さんに分かりやすく伝えるという観点から、概要はキーワードを活用して見やすく、分かりやすくすると良い。

○ 人生のさまざまな選択をしていく中で、子どもたちの価値観を育むのに大きな影響を与えてるのは、学校教育である。その先が、施策「地域の未来を創る多様な人材の育成」へつながっていく。県民力を上げていく、県の経済を活発にしていくことが、結果的にそれぞれの生活や自分の人生のデザインを豊かにしていくことになる。

○ 三重県らしい大綱とするため、注釈や「教育に取り組む基本方針」についても、もう少し三重県の情報や三重らしい表現を入れても良いのではないか。

● 内容については、概ねご了解いただいたが、県民の皆さんに実践いただくためには、分かりやすい表現でなければならないし、三重のこと、自分たちの身近なことが、投影されている方が理解していただきやすい。

引き続き、分かりやすさ、三重ならではの打ち出し方について、しっかりと検討していきたい。

②英語教育について

- 教材や指導案の提供が中心となりがちであるが、本当に大切なことは、子どもたちや教員が、なぜ英語教育が必要であるかという意味や意義を理解し、その楽しさやメリットを体感することである。
- 三重県には外国人児童生徒が多くいることを前向きにとらえ、子どもたちが積極的に英語でコミュニケーションをとりあうような環境が生まれるとよい。

- 初めて英語の授業に関わる教員自身のスキルやモチベーションが向上し楽しみながら授業ができるよう、外部人材やソフトウェア等を有効に活用すれば、子どもたちも楽しく学べるのではないか。
- 母語（日本語）の語彙力が不足した状態で外国語を学ぶことによる弊害が指摘されており、英語教育を推進するためには国語力を高めることが欠かせない。
- 小学校のすべての学級担任が英語をできることを目標としている県もあるが、外部講師など地域の力も活用していくことはいいと思う。
- 学校教育なので、正解のある領域が必要ではあるが、言語活動はそもそも絶対的な正解が存在しない領域であり、その習得のためには「答えのないものに挑戦する姿勢」が求められる。学習者の自己肯定感が高いと、正解のない課題に向き合う挑戦心も高まることから、学習者の自己肯定感を高めることが大切である。
- 日本語では細かなニュアンスまで伝えきれなかつたことが英語では簡単に表現できたりするなど、2つのチャンネルを持つことで豊かな生き方ができる。このような実感を持つことができる機会を英語教育の中でつくることが大切である。

③プログラミング教育について

- 小学校でのプログラミング教育の主な目的は、論理的思考や課題解決力を育むことである。たとえ PC やタブレットなどの ICT 環境が整っていなくとも、料理のレシピや折り鶴の正しい手順を考えたりするというアンプラグドの教授法により、その意義や意味を教えることができる。
- プログラミング教育に対する不安を解消するためにも、学校への情報提供はしっかりとしてほしい。
- 論理的に考えた物事が再現できるということや、アクティブ・ラーニングの良い教材として活用できることがプログラミング教育の強みで、「答えのない課題」に向き合うためのロジカルシンキングを身に付けるにも有効である。教員がこれらの趣旨を理解して教えることで、子どもたちの本質的な学びにつながる。
- 日常のすべての授業においてプログラミング的思考を育むことができる。教員がこの点に留意して、日々の授業に向き合う姿勢が大切である。
- I C T 機器の整備が不十分であることが、教員のモチベーションの低下や、プログラミング教育に取り組むことができない理由となり、結果的に、子どもたちが十分なプログラミング的思考を身に付けることができないということになつてはならない。

1.1 審議会等の審議状況について（令和元年6月3日～令和元年9月17日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第1回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和元年7月2日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 村田 典子 委員 伊藤 理恵 他6名（出席者計9名）
4 諮問事項	・次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について ・三重県特別支援教育推進基本計画の改定について
5 調査審議結果	<p>(1) 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について 次期三重県教育ビジョン（仮称）策定の考え方や施策体系（案）、現行の三重県教育ビジョンの取組状況について、審議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期三重県教育ビジョン（仮称）策定の考え方や施策体系（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが訴えることができる環境が大切であり、「いじめのない学校づくり」が、「いじめの訴えが受け止めにくくなる学校」とならないようにする必要がある。 ・知・徳・体のバランスが取れた教育を進めたときに、子どもたちはどのような姿となっているのか、それをどう表現するのか、今後工夫する必要がある。 ・社会や制度が変わるから「ビジョン」も書きかえる、というだけではなく、三重県ならではの教育課題を解決するための取組を「ビジョン」に反映する、という視点をもっと強めてはどうか。 ○ 現行の三重県教育ビジョンの取組状況について <ul style="list-style-type: none"> ・次期の教育ビジョンでは、数値目標を重点的な取組に絞るなど数値目標を減らす勇気も必要ではないか。 <p>(2) 三重県特別支援教育総合推進計画の改定について ・改定の考え方や今後の進め方について説明しました。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和元年8月8日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 村田 典子 委員 伊藤 理恵 他9名（出席者計12名）
4 諮問事項	次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>次期三重県教育ビジョン（仮称）の骨子案について審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策に指標を設定することはいいと思う。指標は客観的なものの方がいいので、基本施策に主観的なものを設定するのであれば、各施策には客観的なものを設定し、全体のバランスを考える必要がある。 ・グローカルや合理的配慮など、分かりにくくい言葉があるので、現行のビジョンのように注釈をつけるべきである。 ・外国人児童生徒教育の推進について、家庭に日本の文化や制度が理解され、協力を得られるようにする取組の記述があるとよい。 ・幼児教育について、小学校への円滑な接続に向け、保・幼・小の教職員による子どもの姿の共通理解がポイントとなるので、記述してほしい。 ・スマートフォンやSNSの使用については、学校だけでなく家庭と連携して啓発していくことが大切であることを示してほしい。 ・プログラミング教育等ICTを活用した教育を進めるためには機器の整備が必要であり、ビジョンに記載してほしい。 ・三重県は外国人児童生徒教育で全国のトップランナーなのだから、その取組内容を三重県の強みとして示してはどうか。 ・地域の文化財の魅力を子どもたちに伝えていくことが、地域の担い手を育てることにつながると感じるので、記述してほしい。
6 備考	次回開催予定：令和元年9月27日

2 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	令和元年6月25日
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 本多 恵美子 委員 岡本 利和 他17名 (出席者計17名)
4 質問事項	令和2年度から小学校で使用する教科用図書の採択について
5 調査審議結果	令和2年度から小学校で使用する教科用図書の採択について、市町教育委員会等に対して指導、助言または援助するための資料となる「令和2年度使用小学校用教科用図書選定に関する参考資料（案）」について、審議を行いました。 審議会では、国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、英語、道徳の順に、教科書の特徴についてポイントを絞って、該当箇所をプロジェクターで提示しながら説明するとともに、各委員が各教科書を閲覧したうえで、審議を行いました。審議の結果、「令和2年度使用小学校用教科用図書選定に関する参考資料（案）」は、意見をふまえ表現の一部を修正することとしたうえで、承認されました。
6 備考	

3 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和元年 7月 22 日
3 委員	会長 櫻井 治男 副会長 森 誠一 委員 林 良彦 他 12名 (出席者計 15名)
4 資問事項	令和元年度三重県指定文化財の指定等に関する質問、審議について
5 調査審議結果	県教育委員会から、令和元年度の文化財保護の取組状況について説明した後、新たに1件の有形文化財（古文書）を県指定文化財に、また、1件の有形文化財（考古資料）の県指定文化財の追加指定を行うことについて、質問を行いました。 これら2件の文化財の調査を進め、次回審議会で審議を行うことが了承されました。
6 備考	次回開催予定：令和元年 12月頃

4 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和元年7月9日
3 委員	座長 田口 鉄久 委員 花岡 みどり 他5名（出席者計7名）
4 諮問事項	「子どもの学びと地域をつなぐ連携・協働のあり方」について
5 調査審議結果	<p>昨年度から引き続き「子どもの学びと地域をつなぐ連携・協働のあり方」をテーマに、次世代を担う人づくりを地域課題としてとらえ、地域学校協働活動推進の中核となりうる公民館の活性化と人材育成のための支援事業のあり方についてご意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館の活性化も、地域学校協働活動推進も、キーパーソンとなる人の育成が大切であり、研修会等で学んだ人たちが学んだことを生かす場づくりをしていくことが必要である。 ・ 先進事例に学ぶことやスーパーバイザーによる支援により、公民館のあるべき姿や地域と学校の協働の姿のイメージの共有化を図る必要がある。 ・ 公民館職員のニーズに合った学びの場づくりが必要。 ・ 次回の会議では、公民館を実際に訪問することで、成果や課題を知り、今後の方策を協議するとよい。
6 備考	次回開催予定：令和元年12月頃